

名古屋市地域防災計画

— 風水害等災害対策計画編 —

<平成30年6月・修正案>

名古屋市防災会議

風水害等対策計画編

連番	頁	修正前	修正後	備考
20	1	<p>目次</p> <p>第1章 災害応急対策計画</p> <p>第1節 ～ 第2節 略</p> <p>第3節 災害対策本部の設置及び運営</p> <p>第1 ～ 第5 略</p> <p>第6 <u>災害対策用地の活用</u></p> <p>第4節 ～ 第6節 略</p> <p>第7節</p> <p>第1 略</p> <p><u>第2 (追加)</u></p> <p><u>第2</u> 自衛隊に対する派遣要請</p> <p>第8節 ～ 第9節 略</p> <p>第10節 避難</p> <p>第1 ～ 第2 略</p> <p><u>第3 (追加)</u></p> <p><u>第3</u> 帰宅困難者対策</p> <p><u>第4</u> 指定避難所の開設及び管理運営</p> <p><u>第5</u> 避難状況等の報告</p> <p><u>第6</u> 避難所の解消</p> <p><u>第7</u> 警戒区域の設定</p> <p><u>第8</u> 広域一時滞在に係る協議</p> <p>第11節 ～ 第12節 略</p> <p>第13節 食品・生活必需品等の供給</p> <p>第1 ～ 第5 略</p> <p>第6 <u>国への支援要請</u></p> <p>第7 ～ 第8 略</p>	<p>目次</p> <p>第1章 災害応急対策計画</p> <p>第1節 ～ 第2節 略</p> <p>第3節 災害対策本部の設置及び運営</p> <p>第1 ～ 第5 略</p> <p>第6 <u>オープンスペースの活用</u></p> <p>第4節 ～ 第6節 略</p> <p>第7節</p> <p>第1 略</p> <p><u>第2 受援班の設置</u></p> <p><u>第3</u> 自衛隊に対する派遣要請</p> <p>第8節 ～ 第9節 略</p> <p>第10節 避難</p> <p>第1 ～ 第2 略</p> <p><u>第3 指定緊急避難場所の開設及び管理運営</u></p> <p><u>第4</u> 帰宅困難者対策</p> <p><u>第5</u> 指定避難所の開設及び管理運営</p> <p><u>第6</u> 避難状況等の報告</p> <p><u>第7</u> 避難所の解消</p> <p><u>第8</u> 警戒区域の設定</p> <p><u>第9</u> 広域一時滞在に係る協議</p> <p>第11節 ～ 第12節 略</p> <p>第13節 食品・生活必需品等の供給</p> <p>第1 ～ 第5 略</p> <p>第6 <u>国、愛知県、他都市への支援要請</u></p> <p>第7 ～ 第8 略</p>	<p>オープンスペース 利用計画の策定に 伴う整理</p> <p>大規模災害受援計 画の策定に伴う整 理</p> <p>指定緊急避難場所 条項追加に伴う整 理</p> <p>標記の整理</p>

風水害等対策計画編

連番	頁	修正前	修正後	備考												
		<p>第14節～第35節 略</p> <p>第2章 災害復旧計画</p> <p>第1節 民生安定のための緊急措置</p> <p>第1～第4 略</p> <p><u>第5 (追加)</u></p> <p><u>第5</u> 義援金の受付・配分</p> <p><u>第6</u> 生活福祉資金の貸付</p> <p><u>第7</u> 市税の減免等</p> <p><u>第8</u> 災害復旧資金の融資</p> <p><u>第9</u> 復旧・復興事業からの暴力団排除</p> <p>第2節 略</p> <p>第3節 <u>災害復興計画</u></p>	<p>第14節～第35節 略</p> <p>第2章 災害復旧計画</p> <p>第1節 民生安定のための緊急措置</p> <p>第1～第4 略</p> <p><u>第5 名古屋市被災者生活再建支援金(市要綱)の支給</u></p> <p><u>第6</u> 義援金の受付・配分</p> <p><u>第7</u> 生活福祉資金の貸付</p> <p><u>第8</u> 市税の減免等</p> <p><u>第9</u> 災害復旧資金の融資</p> <p><u>第10</u> 復旧・復興事業からの暴力団排除</p> <p>第2節 略</p> <p>第3節 <u>災害復興</u></p>	<p>新制度創設に伴う整理</p> <p>復興体制の改定に伴う整理</p>												
21	22	<p>第1章 災害応急対策計画</p> <p>第1節 初動活動体制</p> <p>略</p> <p>◎計画表 1-1-1 防災活動体制及び配備種別について</p> <p>1 略</p> <p>2 配備種別</p> <p>災害時等の職員の配備については、<u>次のとおりとする。</u></p> <table border="1" data-bbox="286 1316 1043 1489"> <thead> <tr> <th>配備種別</th> <th>事 象 等</th> <th>体 制</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>準 備</td> <td>1 次の注意報の1以上が名古屋市に発表されたとき (1) 大雨注意報 (2) 洪水注意報 2 愛知県知事から高潮水防警報(準備)が名古屋市に発表されたとき(注1) 3 東海地震に関連する調査情報(臨時)が発表されたとき 4 その他市長が<u>必要と認め当該体制を指示したとき</u></td> <td>関係局の通常勤務員等により、主として情報連絡活動に当たり、状況によって速やかに上位の体制に移行し得る体制 (注1)別表1の該当局による配備体制</td> </tr> </tbody> </table>	配備種別	事 象 等	体 制	準 備	1 次の注意報の1以上が名古屋市に発表されたとき (1) 大雨注意報 (2) 洪水注意報 2 愛知県知事から高潮水防警報(準備)が名古屋市に発表されたとき(注1) 3 東海地震に関連する調査情報(臨時)が発表されたとき 4 その他市長が <u>必要と認め当該体制を指示したとき</u>	関係局の通常勤務員等により、主として情報連絡活動に当たり、状況によって速やかに上位の体制に移行し得る体制 (注1)別表1の該当局による配備体制	<p>第1章 災害応急対策計画</p> <p>第1節 初動活動体制</p> <p>略</p> <p>◎計画表 1-1-1 防災活動体制及び配備種別について</p> <p>1 略</p> <p>2 配備種別</p> <p>災害時等の職員の配備については、<u>次の事象等に該当し、かつ、市長が必要と認めた場合に種別を指示する。</u></p> <table border="1" data-bbox="1099 1316 1856 1489"> <thead> <tr> <th>配備種別</th> <th>事 象 等</th> <th>体 制</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>準 備</td> <td>1 次の注意報の1以上が名古屋市に発表されたとき (1) 大雨注意報 (2) 洪水注意報 2 愛知県知事から高潮水防警報(準備)が名古屋市に発表されたとき(注1) 3 東海地震に関連する調査情報(臨時)が発表されたとき 4 その他市長が<u>当該配備を必要と認めたとき</u></td> <td>関係局の通常勤務員等により、主として情報連絡活動に当たり、状況によって速やかに上位の体制に移行し得る体制 (注1)別表1の該当局による配備体制</td> </tr> </tbody> </table>	配備種別	事 象 等	体 制	準 備	1 次の注意報の1以上が名古屋市に発表されたとき (1) 大雨注意報 (2) 洪水注意報 2 愛知県知事から高潮水防警報(準備)が名古屋市に発表されたとき(注1) 3 東海地震に関連する調査情報(臨時)が発表されたとき 4 その他市長が <u>当該配備を必要と認めたとき</u>	関係局の通常勤務員等により、主として情報連絡活動に当たり、状況によって速やかに上位の体制に移行し得る体制 (注1)別表1の該当局による配備体制	<p>表記の整理</p>
配備種別	事 象 等	体 制														
準 備	1 次の注意報の1以上が名古屋市に発表されたとき (1) 大雨注意報 (2) 洪水注意報 2 愛知県知事から高潮水防警報(準備)が名古屋市に発表されたとき(注1) 3 東海地震に関連する調査情報(臨時)が発表されたとき 4 その他市長が <u>必要と認め当該体制を指示したとき</u>	関係局の通常勤務員等により、主として情報連絡活動に当たり、状況によって速やかに上位の体制に移行し得る体制 (注1)別表1の該当局による配備体制														
配備種別	事 象 等	体 制														
準 備	1 次の注意報の1以上が名古屋市に発表されたとき (1) 大雨注意報 (2) 洪水注意報 2 愛知県知事から高潮水防警報(準備)が名古屋市に発表されたとき(注1) 3 東海地震に関連する調査情報(臨時)が発表されたとき 4 その他市長が <u>当該配備を必要と認めたとき</u>	関係局の通常勤務員等により、主として情報連絡活動に当たり、状況によって速やかに上位の体制に移行し得る体制 (注1)別表1の該当局による配備体制														

風水害等対策計画編

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p>第1非常配備</p> <p>1 次の警報の1以上が名古屋市に発表されたとき (1) 大雨警報（浸水害） (2) 大雨警報（土砂災害）（注2） (3) 暴風警報 (4) 洪水警報 (5) 高潮警報(注3) (6) 暴風雪警報 2 「伊勢・三河湾」に津波注意報が発表されたとき（注4） 3 国土交通大臣又は愛知県知事から水防警報（準備）が発せられたとき。愛知県知事から高潮水防警報（準備）が名古屋市に発せられたときを除く。（注5） 4 市域において、震度4（気象台発表）の地震が発生したとき 5 その他市長が必要と認め当該配備を指示したとき</p>	<p>第1非常配備</p> <p>1 次の警報の1以上が名古屋市に発表されたとき (1) 大雨警報（浸水害） (2) 大雨警報（土砂災害）（注2） (3) 暴風警報 (4) 洪水警報 (5) 高潮警報(注3) (6) 暴風雪警報 2 「伊勢・三河湾」に津波注意報が発表されたとき（注4） 3 国土交通大臣又は愛知県知事から水防警報（準備）が発せられたとき。愛知県知事から高潮水防警報（準備）が名古屋市に発せられたときを除く。（注5） 4 市域において、震度4（気象台発表）の地震が発生したとき 5 その他市長が当該配備を必要と認めたとき</p>	<p>配備種別の一部改正に伴う表記の整理</p>
	<p>第2非常配備</p> <p>1 台風の接近に伴い、第1非常配備・1の警報が発表されたとき、又は第1非常配備・1の警報発表に伴い、市域に被害が発生するおそれがあるとき（<u>追加</u>） 2 「伊勢・三河湾」に津波警報が発表されたとき（<u>注6</u>） 3 気象庁長官と国土交通大臣又は愛知県知事が共同して行う洪水予報（氾濫注意情報）が発せられたとき（<u>注7</u>） 4 国土交通大臣又は愛知県知事から水防警報（出動）が発せられたとき。ただし、津波警報の発表に伴い、発せられたときを除く。（<u>注8</u>） 5 その他市長が必要と認め当該配備を指示したとき</p>	<p>第2非常配備</p> <p>1 台風の接近に伴い、第1非常配備・1の警報が発表されたとき、又は第1非常配備・1の警報発表に伴い、市域に被害が発生するおそれがあるとき（<u>注6</u>） 2 「伊勢・三河湾」に津波警報が発表されたとき（<u>注7</u>） 3 気象庁長官と国土交通大臣又は愛知県知事が共同して行う洪水予報（氾濫注意情報）が発せられたとき（<u>注8</u>） 4 国土交通大臣又は愛知県知事から水防警報（出動）が発せられたとき。ただし、津波警報の発表に伴い、発せられたときを除く。（<u>注9</u>） 5 その他市長が当該配備を必要と認めたとき</p>		
	<p>第3非常配備</p> <p>1 市域に相当の被害が発生するおそれがあるとき 2 次の警報の1以上が名古屋市に発表されたとき (1) 大雨特別警報（浸水害） (2) 大雨特別警報（土砂災害） (3) 暴風特別警報 (4) 高潮特別警報 (5) 波浪特別警報 (6) 暴風雪特別警報 3 「伊勢・三河湾」に大津波警報が発表されたとき 4 気象庁長官と国土交通大臣又は愛知県知事が共同して行う洪水予報（氾濫警戒情報又は氾濫危険情報）が発せられたとき（<u>注9</u>） 5 市域において、震度5弱（気象台発表）の地震が発生したとき 6 東海地震注意情報が発表されたとき 7 その他市長が必要と認め当該配備を指示したとき</p>	<p>第3非常配備</p> <p>1 市域に相当の被害が発生するおそれがあるとき 2 次の警報の1以上が名古屋市に発表されたとき (1) 大雨特別警報（浸水害） (2) 大雨特別警報（土砂災害） (3) 暴風特別警報 (4) 高潮特別警報 (5) 波浪特別警報 (6) 暴風雪特別警報 3 「伊勢・三河湾」に大津波警報が発表されたとき 4 気象庁長官と国土交通大臣又は愛知県知事が共同して行う洪水予報（氾濫警戒情報又は氾濫危険情報）が発せられたとき（<u>注10</u>） 5 市域において、震度5弱（気象台発表）の地震が発生したとき 6 東海地震注意情報が発表されたとき 7 その他市長が当該配備を必要と認めたとき</p>		
	<p>第4非常配備</p> <p>1 市の全域にわたり、風水害が発生するおそれがある場合、又は地域的な被害が特に甚大であると予想される場合において、市長が当該配備を指示したとき 2 気象庁長官と国土交通大臣又は愛知県知事が共同して行う洪水予報（氾濫発生情報）が発せられたとき（<u>注10</u>） 3 市域において、震度5強（気象台発表）以上の地震が発生したとき 4 警戒宣言が発せられたとき 5 その他予想できない重大な災害が発生し、市長が当該配備を指示したとき</p>	<p>第4非常配備</p> <p>1 市の全域にわたり、風水害が発生するおそれがある場合、又は地域的な被害が特に甚大であると予想される場合において、市長が当該配備を指示したとき 2 気象庁長官と国土交通大臣又は愛知県知事が共同して行う洪水予報（氾濫発生情報）が発せられたとき（<u>注11</u>） 3 市域において、震度5強（気象台発表）以上の地震が発生したとき 4 警戒宣言が発せられたとき 5 その他市長が当該配備を必要と認めたとき</p>		

別表1～3 略

別表1～3 略

風水害等対策計画編

連番	頁	修正前	修正後	備考																																																																						
		<p>別表4 洪水予報が発せられる河川名及び配備該当部・ 区本部</p> <table border="1" data-bbox="286 335 1043 560"> <thead> <tr> <th colspan="3">気象庁長官と国土交通大臣が共同して行う洪水予報</th> <th colspan="3">気象庁長官と愛知県知事が共同して行う洪水予報</th> </tr> <tr> <th>河川名(観測所)</th> <th>部</th> <th>区本部</th> <th>河川名(観測所)</th> <th>部</th> <th>区本部</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>庄内川(志段味)</td> <td>総括部</td> <td>北、守山</td> <td rowspan="2">新川(水場川外)</td> <td rowspan="2">健康福祉部</td> <td rowspan="2">西、中川</td> </tr> <tr> <td>庄内川(枇杷島)</td> <td>健康福祉部</td> <td>西、中川、熱田、中川、港、</td> </tr> <tr> <td>矢田川(瀬古)</td> <td>緑政土木部</td> <td rowspan="2">東、北、西、中川、熱田、中川、港、守山</td> <td rowspan="2">天白川(天白川)</td> <td rowspan="2">緑政土木部</td> <td rowspan="2">瑞穂、南、緑、天白</td> </tr> <tr> <td></td> <td>消防部</td> </tr> <tr> <td></td> <td>上下水道部</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 健康福祉部にあたっては、公所班を除く。 略</p>	気象庁長官と国土交通大臣が共同して行う洪水予報			気象庁長官と愛知県知事が共同して行う洪水予報			河川名(観測所)	部	区本部	河川名(観測所)	部	区本部	庄内川(志段味)	総括部	北、守山	新川(水場川外)	健康福祉部	西、中川	庄内川(枇杷島)	健康福祉部	西、中川、熱田、中川、港、	矢田川(瀬古)	緑政土木部	東、北、西、中川、熱田、中川、港、守山	天白川(天白川)	緑政土木部	瑞穂、南、緑、天白		消防部		上下水道部					<p>別表4 洪水予報が発せられる河川名及び配備該当部・ 区本部</p> <table border="1" data-bbox="1104 335 1861 560"> <thead> <tr> <th colspan="3">気象庁長官と国土交通大臣が共同して行う洪水予報</th> <th colspan="3">気象庁長官と愛知県知事が共同して行う洪水予報</th> </tr> <tr> <th>河川名(観測所)</th> <th>部</th> <th>区本部</th> <th>河川名(観測所)</th> <th>部</th> <th>区本部</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>庄内川(志段味)</td> <td>総括部</td> <td>北、守山</td> <td rowspan="2">新川(水場川外)</td> <td rowspan="2">健康福祉部</td> <td rowspan="2">北、西、中川</td> </tr> <tr> <td>庄内川(枇杷島)</td> <td>健康福祉部</td> <td>千種、東、北、西、中川、熱田、中川、港、守山</td> </tr> <tr> <td>矢田川(瀬古)</td> <td>緑政土木部</td> <td rowspan="2">千種、東、北、西、中川、熱田、中川、港、守山</td> <td rowspan="2">天白川(天白川)</td> <td rowspan="2">緑政土木部</td> <td rowspan="2">瑞穂、南、緑、天白</td> </tr> <tr> <td></td> <td>消防部</td> </tr> <tr> <td></td> <td>上下水道部</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 健康福祉部にあたっては、公所班を除く。 略</p>	気象庁長官と国土交通大臣が共同して行う洪水予報			気象庁長官と愛知県知事が共同して行う洪水予報			河川名(観測所)	部	区本部	河川名(観測所)	部	区本部	庄内川(志段味)	総括部	北、守山	新川(水場川外)	健康福祉部	北、西、中川	庄内川(枇杷島)	健康福祉部	千種、東、北、西、中川、熱田、中川、港、守山	矢田川(瀬古)	緑政土木部	千種、東、北、西、中川、熱田、中川、港、守山	天白川(天白川)	緑政土木部	瑞穂、南、緑、天白		消防部		上下水道部					<p>配備種別の一部改正に伴う整理</p>
気象庁長官と国土交通大臣が共同して行う洪水予報			気象庁長官と愛知県知事が共同して行う洪水予報																																																																							
河川名(観測所)	部	区本部	河川名(観測所)	部	区本部																																																																					
庄内川(志段味)	総括部	北、守山	新川(水場川外)	健康福祉部	西、中川																																																																					
庄内川(枇杷島)	健康福祉部	西、中川、熱田、中川、港、																																																																								
矢田川(瀬古)	緑政土木部	東、北、西、中川、熱田、中川、港、守山	天白川(天白川)	緑政土木部	瑞穂、南、緑、天白																																																																					
	消防部																																																																									
	上下水道部																																																																									
気象庁長官と国土交通大臣が共同して行う洪水予報			気象庁長官と愛知県知事が共同して行う洪水予報																																																																							
河川名(観測所)	部	区本部	河川名(観測所)	部	区本部																																																																					
庄内川(志段味)	総括部	北、守山	新川(水場川外)	健康福祉部	北、西、中川																																																																					
庄内川(枇杷島)	健康福祉部	千種、東、北、西、中川、熱田、中川、港、守山																																																																								
矢田川(瀬古)	緑政土木部	千種、東、北、西、中川、熱田、中川、港、守山	天白川(天白川)	緑政土木部	瑞穂、南、緑、天白																																																																					
	消防部																																																																									
	上下水道部																																																																									
22	32	<p>第3節 災害対策本部の設置及び運営 第1 略 第2 本部の組織及び運営</p>	<p>第3節 災害対策本部の設置及び運営 第1 略 第2 本部の組織及び運営</p>																																																																							

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p>1 本部組織図</p> <p>2 ~ 5 略</p> <p>6 区本部 (1) ~ (2) 略</p>	<p>1 本部組織図</p> <p>2 ~ 5 略</p> <p>6 区本部 (1) ~ (2) 略</p>	<p>組織改正に伴う修正</p> <p>生涯学習センターが指定管理者となることによる整理</p>

風水害等対策計画編

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p>(3) 区副本部長が区本部長の職務を代理する順序は、区政部長、<u>区民福祉部長</u>、支所長、総務課長、<u>保健所長</u>の順とする。</p> <p>7 ～ 9 略</p> <p>第3 ～ 第4 略</p> <p>第5 各部・区本部間の相互応援</p> <p>1 ～ 3 略</p> <p><u>4 (追加)</u></p> <p><u>4 応援職員の活動</u></p> <p><u>第6 災害対策用地の活用</u></p> <p><u>風水害等による大規模な被害が発生した場合、総括部は、災害直後から時系列に沿った空地需要につい</u></p>	<p>(3) 区副本部長が区本部長の職務を代理する順序は、区政部長、<u>保健福祉センター所長 (事務職に限る)</u> <u>又は福祉部長</u>、支所長、総務課長、<u>保健センター所長</u>の順とする。</p> <p>7 ～ 9 略</p> <p>第3 ～ 第4 略</p> <p>第5 各部・区本部間の相互応援</p> <p>1 ～ 3 略</p> <p><u>4 相互応援の弾力的な運用</u></p> <p><u>(1) 区本部長は、発災当初において、所属職員を動員してもなお不足し、かつ、庶務部長 (総務局長) に要請するいとまがないときは、他の区本部長に職員の派遣を直接要請することができることとし、要請を受けた区本部長は、区内の被害状況や職員の動員・配備状況を勘案のうえ、応援の可否を決定する。</u></p> <p><u>(2) 当運用に基づき、応援を要請する区本部長は、区本部間における調整状況を随時、庶務部長に報告するとともに、区本部長同士の合意により派遣が行われる場合は、合意事項について相互応援の仕組みの弾力的な運用に係る合意内容報告書 (様式 1-3-2) により、庶務部長へ報告する。</u></p> <p><u>5 応援職員の活動</u></p> <p><u>第6 (削除)</u></p>	<p>組織改正に伴う修正</p> <p>災害応急対策見直しワーキンググループの検討結果を反映</p> <p>オープンスペース利用計画策定に伴</p>

風水害等対策計画編

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p><u>て、関係部及び国・県等と調整を図り、空地利用計画を策定し、災害応急・復旧活動を迅速かつ円滑に進めるものとする。</u></p> <p><u>なお、災害発生後、災害対策用地の活用に係る基本的な事務処理の流れはおおむね次のとおりとする。</u></p> <p>災害対策用地リスト</p> <p>災害発生直</p> <p>リスト用地の現況調査 <small>総括部及び用地所管部により調査</small></p> <p>災害発生初</p> <p>広域防災拠点の指定 <small>総括部により指定 (緊急用臨時ヘリポートの指定を含む。)</small></p> <p>応急仮設住宅の建設 候補地等の緊急分選 <small>住宅都市部等関係部は総括部と調整し指定 (広域防災拠点用地、緊急用臨時ヘリポート及び被災者が多数避難する場所を除く。) 。</small></p> <p>災害発生後 概ね2～3日以</p> <p>災害対策用地の調整</p> <p>本部員会議により 空地利用計画の決定</p> <p><u>第6 (追加)</u></p>	<p><u>第6 オープンスペースの活用</u></p> <p><u>風水害等による大規模な被害が発生した場合、総括部は、災害直後から時系列に沿ったオープンスペース利</u></p>	<p>う整備</p> <p>オープンスペース 利用計画の策定に</p>

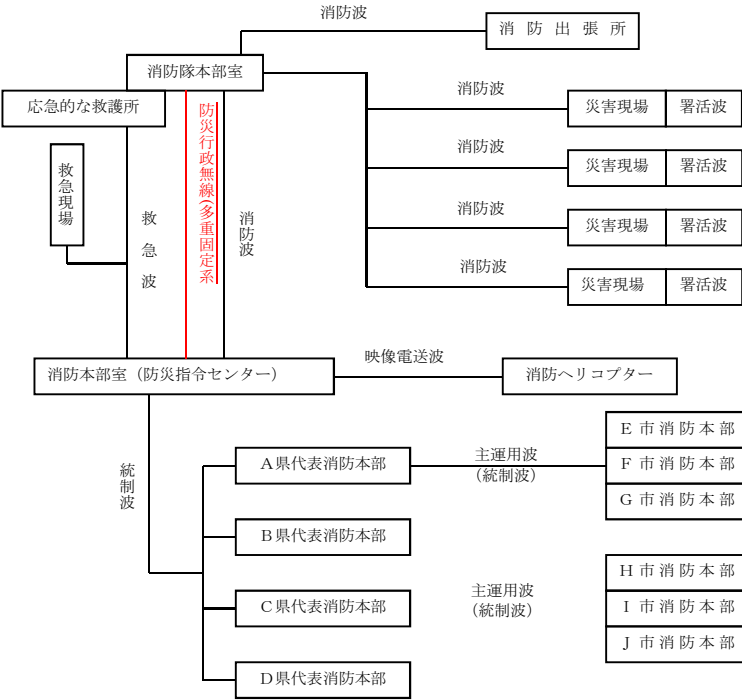
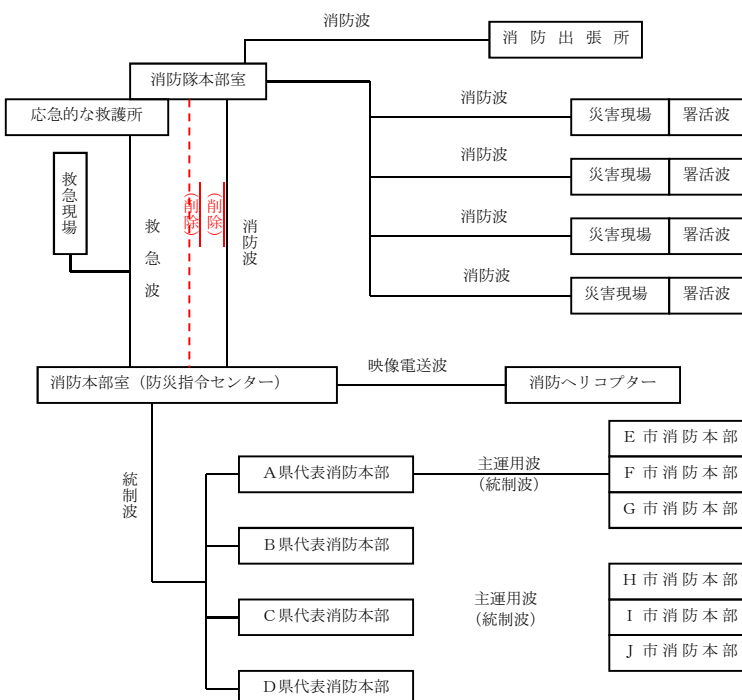
連番	頁	修正前	修正後	備考
			<p><u>用の需要について、関係部及び国・県等と調整を図り、災害応急・復旧活動を迅速かつ円滑に進めるものとする。</u></p> <p><u>なお、災害発生後、オープンスペースの利用に係る基本的な事務処理の流れはおおむね次のとおりとする。</u></p> <pre> graph TD A[オープンスペースの選定] --> B[オープンスペース被害状況調査] B --> C[オープンスペースの利用希望を報告] C --> D[オープンスペース利用調整] D --> E[本部員会議によりオープンスペース利用の決定] </pre> <p>オープンスペース候補地台帳を使用して、利用する候補地を選定</p> <p>オープンスペースを利用する関係部及び関係機関にて被害状況を調査</p> <p>オープンスペースを利用希望する関係部及び関係機関は被害状況を勘案して、発災後1か月先を見通し、総括部に利用希望を報告。</p> <p>総括部、管理者並びにオープンスペースを利用する関係部及び関係機関は連携して利用調整を行う。</p> <p>オープンスペースが不足し、更に必要な場合は、上記手順を再度行う。</p>	<p>伴う整備</p>

風水害等対策計画編

連番	頁	修正前	修正後	備考																																																								
23	48	<p>第4節 情報連絡活動</p> <p>◎別表1-4-1 被害判定基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>被害区分</th> <th>判定基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>その他 ガス</td> <td>一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち、最も多く供給停止となった時点における戸数とする。</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>	被害区分	判定基準	略	略	その他 ガス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち、最も多く供給停止となった時点における戸数とする。	略	略	<p>第4節 情報連絡活動</p> <p>◎別表1-4-1 被害判定基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>被害区分</th> <th>判定基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>その他 ガス</td> <td>ガス事業で供給停止となっている戸数のうち、最も多く供給停止となった時点における戸数とする。</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>	被害区分	判定基準	略	略	その他 ガス	ガス事業で供給停止となっている戸数のうち、最も多く供給停止となった時点における戸数とする。	略	略	表記の整理																																								
被害区分	判定基準																																																											
略	略																																																											
その他 ガス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち、最も多く供給停止となった時点における戸数とする。																																																											
略	略																																																											
被害区分	判定基準																																																											
略	略																																																											
その他 ガス	ガス事業で供給停止となっている戸数のうち、最も多く供給停止となった時点における戸数とする。																																																											
略	略																																																											
24	83	<p>第7節 応援要請</p> <p>第1 他の地方公共団体等への応援要請</p> <p>略</p> <p>1 応援要請の種類</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 協定、覚書に基づく要請</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>締結団体・機関</th> <th>所管局</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>消防相互応援協定</td> <td>名古屋市、近隣9市町及び4消防一部事務組合</td> <td rowspan="7">消防局</td> </tr> <tr> <td>愛知県内広域消防相互応援協定</td> <td>県内28市町7消防一部事務組合1広域連合</td> </tr> <tr> <td>五都市消防相互応援協定</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>東京消防庁・名古屋市航空機消防相互応援協定</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>四県一市航空消防防災相互応援協定</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>県道名古屋半田線(知多半島道路に限る。)における消防相互応援協定</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>愛知県緊急消防援助隊受援計画</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>水道災害相互応援に関する覚書</td> <td>略</td> <td rowspan="3">上下水道局</td> </tr> <tr> <td>19 大都市水道局災害相互応援に関する覚書</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>日本水道協会中部地方支部災害時</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>	名称	締結団体・機関	所管局	略	略	略	消防相互応援協定	名古屋市、近隣9市町及び4消防一部事務組合	消防局	愛知県内広域消防相互応援協定	県内28市町7消防一部事務組合1広域連合	五都市消防相互応援協定	略	東京消防庁・名古屋市航空機消防相互応援協定	略	四県一市航空消防防災相互応援協定	略	県道名古屋半田線(知多半島道路に限る。)における消防相互応援協定	略	愛知県緊急消防援助隊受援計画	略	水道災害相互応援に関する覚書	略	上下水道局	19 大都市水道局災害相互応援に関する覚書	略	日本水道協会中部地方支部災害時	略	<p>第7節 応援要請</p> <p>第1 他の地方公共団体等への応援要請</p> <p>略</p> <p>1 応援要請の種類</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 協定、覚書に基づく要請</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>締結団体・機関</th> <th>所管局</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>消防相互応援協定</td> <td>名古屋市、近隣7市町及び4消防一部事務組合</td> <td rowspan="7">消防局</td> </tr> <tr> <td>愛知県内広域消防相互応援協定</td> <td>県内26市町7消防一部事務組合1広域連合</td> </tr> <tr> <td>五都市消防相互応援協定</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>東京消防庁・名古屋市航空機消防相互応援協定</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>四県一市航空消防防災相互応援協定</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>県道名古屋半田線(知多半島道路に限る。)における消防相互応援協定</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>愛知県緊急消防援助隊受援計画</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>水道災害相互応援に関する覚書</td> <td>略</td> <td rowspan="3">上下水道局</td> </tr> <tr> <td>19 大都市水道局災害相互応援に関する覚書</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>日本水道協会中部地方支部災害時</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>	名称	締結団体・機関	所管局	略	略	略	消防相互応援協定	名古屋市、近隣7市町及び4消防一部事務組合	消防局	愛知県内広域消防相互応援協定	県内26市町7消防一部事務組合1広域連合	五都市消防相互応援協定	略	東京消防庁・名古屋市航空機消防相互応援協定	略	四県一市航空消防防災相互応援協定	略	県道名古屋半田線(知多半島道路に限る。)における消防相互応援協定	略	愛知県緊急消防援助隊受援計画	略	水道災害相互応援に関する覚書	略	上下水道局	19 大都市水道局災害相互応援に関する覚書	略	日本水道協会中部地方支部災害時	略	消防本部数等の変更に伴う修正
名称	締結団体・機関	所管局																																																										
略	略	略																																																										
消防相互応援協定	名古屋市、近隣9市町及び4消防一部事務組合	消防局																																																										
愛知県内広域消防相互応援協定	県内28市町7消防一部事務組合1広域連合																																																											
五都市消防相互応援協定	略																																																											
東京消防庁・名古屋市航空機消防相互応援協定	略																																																											
四県一市航空消防防災相互応援協定	略																																																											
県道名古屋半田線(知多半島道路に限る。)における消防相互応援協定	略																																																											
愛知県緊急消防援助隊受援計画	略																																																											
水道災害相互応援に関する覚書	略	上下水道局																																																										
19 大都市水道局災害相互応援に関する覚書	略																																																											
日本水道協会中部地方支部災害時	略																																																											
名称	締結団体・機関	所管局																																																										
略	略	略																																																										
消防相互応援協定	名古屋市、近隣7市町及び4消防一部事務組合	消防局																																																										
愛知県内広域消防相互応援協定	県内26市町7消防一部事務組合1広域連合																																																											
五都市消防相互応援協定	略																																																											
東京消防庁・名古屋市航空機消防相互応援協定	略																																																											
四県一市航空消防防災相互応援協定	略																																																											
県道名古屋半田線(知多半島道路に限る。)における消防相互応援協定	略																																																											
愛知県緊急消防援助隊受援計画	略																																																											
水道災害相互応援に関する覚書	略	上下水道局																																																										
19 大都市水道局災害相互応援に関する覚書	略																																																											
日本水道協会中部地方支部災害時	略																																																											

風水害等対策計画編

連番	頁	修正前		修正後		備考																									
		<table border="1"> <tr><td>相互応援に関する協定</td><td></td></tr> <tr><td>災害時相互応援及び災害対策の技術協力に関する協定</td><td>略</td></tr> <tr><td>東海四県及び名古屋市との工業用水道災害相互応援に関する協定書</td><td>略</td></tr> <tr><td><u>(追加)</u></td><td><u>(追加)</u></td></tr> <tr><td><u>(追加)</u></td><td><u>(追加)</u></td></tr> <tr><td>災害時における燃料供給の相互協力に関する覚書</td><td>略</td></tr> </table>	相互応援に関する協定		災害時相互応援及び災害対策の技術協力に関する協定	略	東海四県及び名古屋市との工業用水道災害相互応援に関する協定書	略	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	災害時における燃料供給の相互協力に関する覚書	略			<table border="1"> <tr><td>相互応援に関する協定</td><td></td></tr> <tr><td>災害時相互応援及び災害対策の技術協力に関する協定</td><td>略</td></tr> <tr><td>東海四県及び名古屋市との工業用水道災害相互応援に関する協定書</td><td>略</td></tr> <tr><td><u>下水道災害時における大都市間の連絡・連携体制に関するルール（大都市ルール）</u></td><td><u>東京都及び20政令都市</u></td></tr> <tr><td><u>下水道事業災害時中部ブロック支援に関するルール（中部ブロックルール）</u></td><td><u>中部10県4市</u></td></tr> <tr><td>災害時における燃料供給の相互協力に関する覚書</td><td>略</td></tr> </table>	相互応援に関する協定		災害時相互応援及び災害対策の技術協力に関する協定	略	東海四県及び名古屋市との工業用水道災害相互応援に関する協定書	略	<u>下水道災害時における大都市間の連絡・連携体制に関するルール（大都市ルール）</u>	<u>東京都及び20政令都市</u>	<u>下水道事業災害時中部ブロック支援に関するルール（中部ブロックルール）</u>	<u>中部10県4市</u>	災害時における燃料供給の相互協力に関する覚書	略		<p>地震災害対策計画編と整合性をとるため表記の整理</p> <p>大規模災害受援計画の策定による整理</p>
相互応援に関する協定																															
災害時相互応援及び災害対策の技術協力に関する協定	略																														
東海四県及び名古屋市との工業用水道災害相互応援に関する協定書	略																														
<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>																														
<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>																														
災害時における燃料供給の相互協力に関する覚書	略																														
相互応援に関する協定																															
災害時相互応援及び災害対策の技術協力に関する協定	略																														
東海四県及び名古屋市との工業用水道災害相互応援に関する協定書	略																														
<u>下水道災害時における大都市間の連絡・連携体制に関するルール（大都市ルール）</u>	<u>東京都及び20政令都市</u>																														
<u>下水道事業災害時中部ブロック支援に関するルール（中部ブロックルール）</u>	<u>中部10県4市</u>																														
災害時における燃料供給の相互協力に関する覚書	略																														
<p>2～5 略</p> <p><u>第2 (追加)</u></p> <p><u>第2</u> 自衛隊に対する派遣要請</p>		<p>2～5 略</p> <p><u>第2 受援班の設置</u></p> <p><u>本市内で震度6弱以上の地震が発生した場合又はそれに相当する災害が発生した場合において、他の地方公共団体等の応援が必要と認められるときは、市長（本部長）は以下のとおり応援要請等を実施する。</u></p> <p><u>(1) 災害対策本部に総括部、庶務部を始め、人的支援を受援する部にて組織する受援班を設置する。</u></p> <p><u>(2) 受援班は、市全体の受援に係る対外的な窓口、他都市等への応援要請等、市全体の受援状況のとりまとめ等を行う。ただし、既に定められている受援に関する計画等に基づく応援や、各局室区の関係団体を介して行われる応援、各局室区における個別の協定に基づく応援については、各局室区が属する部において主体的に応援要請等を実施する。</u></p> <p><u>第3</u> 自衛隊に対する派遣要請</p>																													

連番	頁	修正前	修正後	備考
		略	略	
25	105	<p>第9節 消防活動 第1～第5 略 第6 無線通信の運用 1 無線通信系統 略</p>  <p>(1) <u>防災行政無線 (多重固定系)</u> <u>消防本部室と消防隊本部室の間の連絡手段に使用する。</u></p>	<p>第9節 消防活動 第1～第5 略 第6 無線通信の運用 1 無線通信系統 略</p>  <p>(1) <u>(削除)</u></p>	<p>多重系無線の停止のため表記の整理</p>

風水害等対策計画編

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p><u>(2)</u> 消防無線 ア～カ略</p> <p><u>(3)</u> 無線通信系統図は、附属資料による。 略</p>	<p><u>(1)</u> 消防無線 ア～カ略</p> <p><u>(2)</u> 無線通信系統図は、附属資料による。 略</p>	
26	108	<p>第10節 避難 第1 避難準備・高齢者等避難開始、避難の勧告、避難指示（緊急）</p> <p>1 略</p> <p>2 避難準備・高齢者等避難開始の発表基準等</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 発表基準 次の基準に該当し、かつ、災害対策（警戒）本部で必要と認めた場合に発令する。</p> <p>ア 河川洪水・ポンプ場排水調整の基準</p> <p><u>(ア) 河川水位が基準水位に達した場合（計画資料50参照）</u></p> <p><u>(イ) 新川に氾濫注意情報が発表された場合</u></p> <p>イ 地域特性の基準 前述(2)ア (ア) の発表基準の他、過去の浸水被害を基に地域特性を考慮した基準を定める。</p> <p>ウ 略</p> <p><u>エ ポンプ場排水調整の基準</u> <u>日光川の基準地点において、基準水位に達した場合</u></p>	<p>第10節 避難 第1 避難準備・高齢者等避難開始、避難の勧告、避難指示（緊急）</p> <p>1 略</p> <p>2 避難準備・高齢者等避難開始の発表基準等</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 発表基準 次の基準に該当し、かつ、災害対策（警戒）本部で必要と認めた場合に発令する。</p> <p>ア 河川洪水・ポンプ場排水調整の基準</p> <p><u>(ア) (削除)</u></p> <p><u>(イ) (削除)</u> <u>河川水位が基準水位に達した場合（計画資料50参照）</u></p> <p>イ 地域特性の基準 前述(2)ア <u>(削除)</u> の発表基準の他、過去の浸水被害を基に地域特性を考慮した基準を定める。</p> <p>ウ 略</p> <p><u>エ (削除)</u></p>	<p>避難情報発表・発令基準の一部改正に伴う表記の整理</p>

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p><u>オ</u> 土砂災害の基準 名古屋市に土砂災害警戒情報が発表され、<u>愛知県防災情報システムによる土砂災害危険度情報が危険度レベル2に達した場合</u></p> <p><u>カ</u> 高潮災害の基準 台風の接近に伴い、名古屋市に高潮警戒が発表された場合</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 発表解除基準</p> <p>ア 河川洪水（地域特性を含む。）の発表解除基準 <u>氾濫注意情報が解除され、又は、河川水位が基準水位を下回り、かつ、降雨予測等から判断して河川洪水による災害発生のおそれがないと判断されたとき。</u></p> <p>イ 内水氾濫の発表解除基準 降雨予測等から判断して内水氾濫による災害発生のおそれがないと判断されたとき。</p> <p><u>ウ ポンプ場排水調整の発表解除基準</u> <u>日光川の基準地点において、河川水位が基準水位を下回ったとき。</u></p> <p><u>エ</u> 土砂災害の発表解除基準 土砂災害警戒情報が解除されたとき。</p> <p><u>オ</u> 高潮災害の発表解除基準 高潮警戒が解除されたとき。</p> <p>3 避難勧告、避難指示（緊急）の基準</p>	<p><u>エ</u> 土砂災害の基準 名古屋市に土砂災害警戒情報が発表され、<u>かつ、土砂災害警戒判定メッシュ情報で「実況又は予想で大雨警戒の土壌雨量指数に到達」（警戒：赤色）する場合</u></p> <p><u>オ</u> 高潮災害の基準 台風の接近に伴い、名古屋市に高潮警戒が発表された場合</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 発表解除基準</p> <p>ア 河川洪水（地域特性を含む。）の発表解除基準 <u>(削除)</u>河川水位が基準水位を下回り、かつ、降雨予測等から判断して河川洪水による災害発生のおそれがないと判断されたとき。</p> <p>イ 内水氾濫の発表解除基準 降雨予測等から判断して内水氾濫による災害発生のおそれがないと判断されたとき。</p> <p><u>ウ (削除)</u></p> <p><u>ウ</u> 土砂災害の発表解除基準 土砂災害警戒情報が解除されたとき。</p> <p><u>エ</u> 高潮災害の発表解除基準 高潮警戒が解除されたとき。</p> <p>3 避難勧告、避難指示（緊急）の基準</p>	<p>避難情報発表・発令基準の一部改正に伴う表記の整理</p>

風水害等対策計画編

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p>避難勧告は、次の状況が認められるときを基準として実施する。また、堤防の決壊、漏水、河川の氾濫等、状況が切迫し急を要するときは、避難指示（緊急）を発令する。</p> <p>(1) ～ (3) 略</p> <p>(4) 河川洪水、内水氾濫及び土砂災害に関し、次の基準（計画資料 50 参照）に該当し、かつ災害対策（警戒）本部で必要と認めた場合</p> <p>ア 河川洪水の基準</p> <p><u>(ア) 河川水位が基準水位に達した場合</u></p> <p><u>(イ) 新川に氾濫警戒情報が発表された場合</u> <u>(追加)</u></p> <p>イ 地域特性の基準</p> <p>前述(4) ア <u>(ア)</u> の発令基準の他、過去の浸水被害を基に地域特性を考慮した基準を定める。</p> <p>ウ 内水氾濫の基準</p> <p>災害対策（警戒）本部で必要と認めた場合</p> <p><u>エ ポンプ場排水調整の基準</u></p> <p><u>(ア) 新川流域排水調整要綱に定める停止水位の概ね1時間前と予想される水位に達した場合</u></p> <p><u>※ 概ね1時間前と予想される水位とは、東海豪雨時における水位データに基づき算定したものである。</u></p> <p><u>(イ) 日光川の基準地点において、危険水位の概ね1時間前と予想される水位に達した場合</u></p>	<p>避難勧告は、次の状況が認められるときを基準として実施する。また、堤防の決壊、漏水、河川の氾濫等、状況が切迫し急を要するときは、避難指示（緊急）を発令する。</p> <p>(1) ～ (3) 略</p> <p>(4) 河川洪水、内水氾濫及び土砂災害に関し、次の基準（計画資料 50 参照）に該当し、かつ災害対策（警戒）本部で必要と認めた場合</p> <p>ア 河川洪水の基準</p> <p><u>(ア) (削除)</u></p> <p><u>(イ) (削除)</u> <u>河川水位が基準水位に達した場合</u></p> <p>イ 地域特性の基準</p> <p>前述(4) ア <u>(削除)</u> の発令基準の他、過去の浸水被害を基に地域特性を考慮した基準を定める。</p> <p>ウ 内水氾濫の基準</p> <p>災害対策（警戒）本部で必要と認めた場合</p> <p><u>エ (削除)</u></p>	<p>避難情報発表・発令基準の一部改正に伴う表記の整理</p>

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p><u>オ</u> 土砂災害の基準 <u>名古屋市に土砂災害警戒情報が発表され、愛知県防災情報システムによる土砂災害危険情報が危険度レベル3に達した場合</u> <u>(ア) (追加)</u></p> <p><u>(イ) (追加)</u></p> <p><u>カ</u> 高潮災害の基準 災害対策（警戒）本部で必要と判断される場合 合 (5) ～ (6) 略 4 略 第2 略 <u>第3 (追加)</u></p>	<p><u>エ</u> 土砂災害の基準 <u>(削除)</u></p> <p><u>(ア) 名古屋市に土砂災害警戒情報が発表され、かつ、土砂災害警戒判定メッシュ情報で「予想で土砂災害警戒情報の基準に到達」（非常に危険：薄い紫色）する場合</u> <u>(イ) 名古屋市に土砂災害警戒情報が発表され、かつ、記録的短時間大雨情報が発表された場合</u></p> <p><u>オ</u> 高潮災害の基準 災害対策（警戒）本部で必要と判断される場合 合 (5) ～ (6) 略 4 略 第2 略 <u>第3 指定緊急避難場所の開設及び管理運営</u> <u>1 指定緊急避難場所</u> <u>(1) 洪水・内水氾濫</u> <u>市立小中学校等（想定浸水深以上で指定されているところに限る）</u> <u>(2) 土砂災害</u> <u>市立小中学校等（土砂災害警戒区域内を除く）</u> <u>2 指定緊急避難場所の開設</u> <u>自主避難者が発生した場合、又は「避難準備・高</u></p>	<p>避難情報発表・発令基準の一部改正に伴う表記の整理</p> <p>指定緊急避難場所の条項の追加に伴う整備</p>

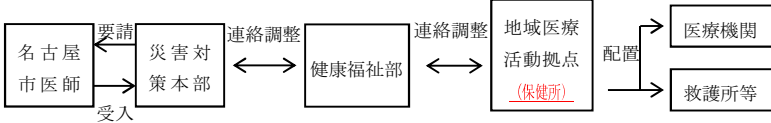
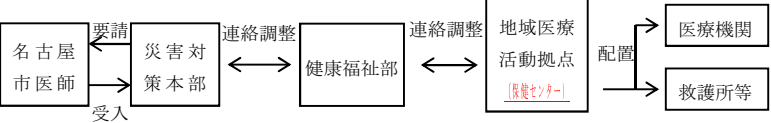
連番	頁	修正前	修正後	備考
			<p><u>齢者等避難開始」発表、「避難勧告」若しくは「避難指示（緊急）」発令時、区本部長は指定緊急避難場所を速やかに開設する。</u></p> <p><u>開設にあたっては、区本部長は指定緊急避難場所の施設管理者等に連絡を取る。ただし、各施設管理者は避難情報が発表又は発令された時点で、区本部からの連絡を待つことなく速やかに開設する。</u></p> <p><u>施設管理者は、災害の危険がある間は、災害の種類に応じた指定緊急避難場所において避難者を受け入れる（洪水・内水氾濫の場合は、市立小中学校等（想定浸水深以上で指定されているところに限る）、市立小中学校（土砂災害警戒区域を除く））。ただし、避難に適していない災害の場合、避難者を受け入れない。</u></p> <p><u>施設が指定緊急避難場所と指定避難所の両方に指定されている場合、避難勧告が発令されるまでは、同施設の指定避難所の避難スペースで待機することも可とする。その場合、避難勧告が発令されたら、必ず指定緊急避難場所へ移させる。</u></p> <p><u>3 指定緊急避難場所の運営</u></p> <p><u>(1) 施設管理者等は、避難者が発生した場合、速やかに避難者数を把握し、災害救助地区本部へ報告する。</u></p> <p><u>(2) 区本部長は、避難者が発生した場合、所定の人数の職員を指定緊急避難場所へ派遣する。</u></p> <p><u>(3) 指定避難所の避難スペースで待機している場合、</u></p>	

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p><u>第3</u> 帰宅困難者対策 略</p> <p><u>第4</u> 指定避難所の開設及び管理運営</p> <p>1 指定避難所の開設</p> <p><u>災害により住家の被害を受けた</u>者等を一時滞在させるため、区本部長はすみやかに必要な指定避難所を開設し、区本部から所要の人数の職員を当該指定避難所へ派遣する。</p> <p>なお、指定避難所の開設期間は、原則として7日以内とする。ただし、本部長は必要に応じて、区本部長の意見を聞き、必要最小限度の期間を延長することができる。また、施設の使用にあたっては、施設管理者（市立学校等については近隣協力員を含む。）と緊密な連絡をとり、管理保全に十分留意する。</p> <p>(1) 区本部長は、指定避難所の施設管理者等に連絡をとり、<u>避難所</u>を開設する。なお、その際、災害救助地区本部長等への情報提供などについても、遺漏の</p>	<p><u>施設管理者、区本部からの派遣職員等は、「避難勧告」発令時の上階（指定緊急避難場所）への避難の呼びかけを行う。</u></p> <p><u>4 指定緊急避難場所の閉鎖</u></p> <p><u>災害から命を守るために緊急に避難する必要がなくなった場合は、指定緊急避難場所を閉鎖する。</u></p> <p><u>第4</u> 帰宅困難者対策 略</p> <p><u>第5</u> 指定避難所の開設及び管理運営</p> <p>1 指定避難所の開設</p> <p><u>災害の恐れがなくなった（軽減した）後、住家が被災して帰宅できない避難者が発生した場合、それら</u>者等を一時滞在させるため、区本部長はすみやかに必要な指定避難所を開設し、区本部から所要の人数の職員を当該指定避難所へ派遣する。</p> <p>なお、指定避難所の開設期間は、原則として7日以内とする。ただし、本部長は必要に応じて、区本部長の意見を聞き、必要最小限度の期間を延長することができる。また、施設の使用にあたっては、施設管理者（市立学校等については近隣協力員を含む。）と緊密な連絡をとり、管理保全に十分留意する。</p> <p>(1) 区本部長は、指定避難所の施設管理者等に連絡をとり、<u>指定避難所</u>を開設する。なお、その際、災害救助地区本部長等への情報提供などについても、遺</p>	<p>表記の整理</p>

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p>無いよう連絡するものとする。</p> <p>(2) 災害救助地区本部長及び施設管理者は、避難者の受入れ及び状況把握をする。なお、<u>避難所の指定を受けた市の</u>施設の施設管理者である外郭団体・指定管理者は、施設管理に関する契約・協定等に避難所運営等に関して特別の定めがある場合（区本部からの派遣職員の到着の有無に関わらず、避難者の受入れ及び状況把握を行う等）は、その定めるところにより行うものとする。</p> <p>(3) (2)に掲げる場合を除き、開設した指定避難所における避難者の受入及び状況把握は、災害救助地区本部長、施設管理者 <u>(追加)</u> 及び区本部からの派遣職員が協力して行う。</p> <p>2 指定避難所の管理運営</p> <p>指定避難所は、<u>災害救助地区本部からの指示を受けて</u>、避難者の中から代表管理者を選任し、代表管理者の指揮のもと避難所管理組織を確立し自主運営する。</p> <p>区本部長は、開設した指定避難所に区本部職員を派遣し、災害救助地区本部及び施設管理者の協力のもと避難者による自主運営を支援し、避難者の保護にあたる。</p> <p>(1) 管理組織の整備</p> <p>ア <u>災害救助地区本部からの指示を受けて</u>、避難者の中から代表管理者を選任する。</p> <p>イ 代表管理者の指揮に基づき、総務班・施設班・</p>	<p>漏の無いよう連絡するものとする。</p> <p>(2) 災害救助地区本部長及び施設管理者は、避難者の受入れ及び状況把握をする。なお、<u>指定避難所となっている市有</u>施設の施設管理者である外郭団体・指定管理者は、施設管理に関する契約・協定等に避難所運営等に関して特別の定めがある場合（区本部からの派遣職員の到着の有無に関わらず、避難者の受入れ及び状況把握を行う等）は、その定めるところにより行うものとする。</p> <p>(3) (2)に掲げる場合を除き、開設した指定避難所における避難者の受入及び状況把握は、災害救助地区本部長、施設管理者、<u>避難所管理組織</u>及び区本部からの派遣職員が協力して行う。</p> <p>2 指定避難所の管理運営</p> <p>指定避難所は、<u>(削除)</u> 避難者の中から代表管理者を選任し、代表管理者の指揮のもと避難所管理組織を確立し自主運営する。</p> <p>区本部長は、開設した指定避難所に区本部職員を派遣し、災害救助地区本部及び施設管理者の協力のもと避難者による自主運営を支援し、避難者の保護にあたる。</p> <p>(1) 管理組織の整備</p> <p>ア <u>(削除)</u> 避難者の中から代表管理者を選任する。</p> <p>イ 代表管理者の指揮に基づき、総務班・施設班・</p>	<p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p>

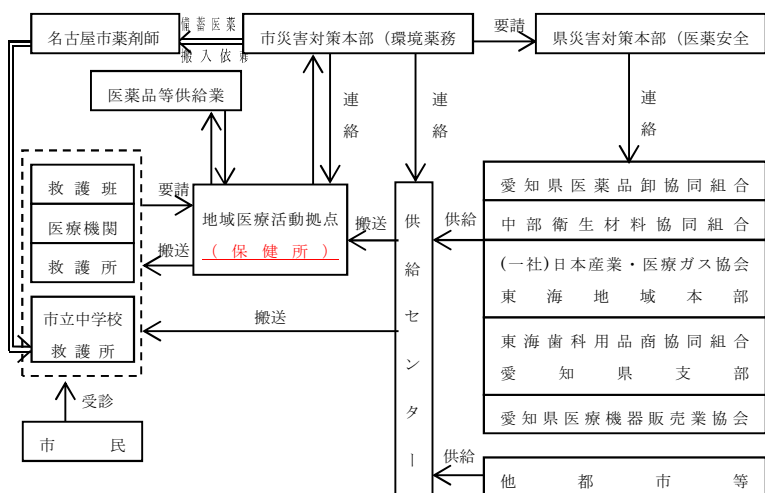
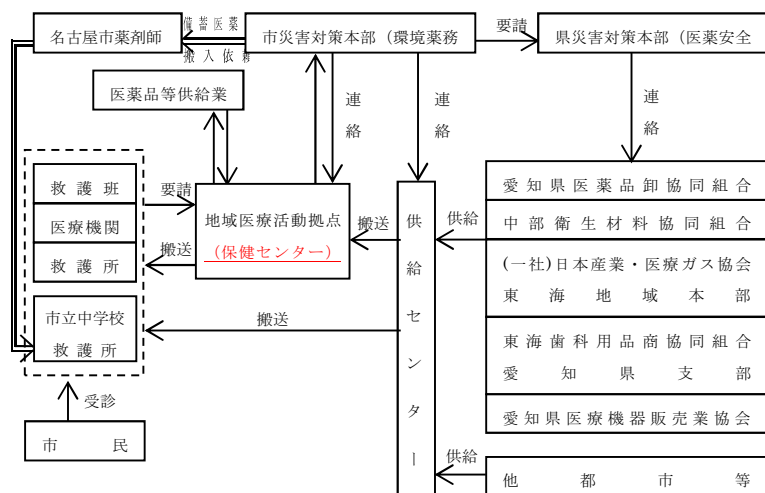
風水害等対策計画編

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p>救護班・食料班・物資班を編成し、班長・班員（ボランティア含む）で運営する。（小規模避難所の場合、実情に応じ簡略して運営。）</p> <p>(2) ～ (4) 略</p> <p>第5 避難状況等の報告 略</p> <p>第6 避難所の解消 略</p> <p>第7 警戒区域の設定 略</p> <p>第8 広域一時滞在に係る協議 略</p>	<p>救護班・食料班・物資班を編成し、班長・班員（ボランティア含む）で運営する。（小規模避難所の場合、実情に応じ簡略して運営。）</p> <p>(2) ～ (4) 略</p> <p>第6 避難状況等の報告 略</p> <p>第7 避難所の解消 略</p> <p>第8 警戒区域の設定 略</p> <p>第9 広域一時滞在に係る協議 略</p>	<p>表記の整理</p>
27	116	<p>第11節 医療救護・保健衛生</p> <p>【 医 療 救 護 】</p> <p>略</p> <p>第1 救護班の編成</p> <p>略</p> <p>1 救護班の編成</p> <p>(1) 市の機関による救護班</p> <p>災害発生時は、直ちに次の救護班を編成する。</p> <p>ア 略</p> <p>イ 区本部保健所班は、保健救護班を編成し、傷病者の応急措置などの保健救護活動を行う。保健救護班の構成は、保健師等の職員により編成する。</p> <p>ウ 略</p>	<p>第11節 医療救護・保健衛生</p> <p>【 医 療 救 護 】</p> <p>略</p> <p>第1 救護班の編成</p> <p>略</p> <p>1 救護班の編成</p> <p>(1) 市の機関による救護班</p> <p>災害発生時は、直ちに次の救護班を編成する。</p> <p>ア 略</p> <p>イ 区本部保健センター班は、保健救護班を編成し、傷病者の応急措置などの保健救護活動を行う。保健救護班の構成は、保健師等の職員により編成する。</p> <p>ウ 略</p>	<p>組織改正に伴う修正</p>

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p>(2) 略</p> <p>(3) 応援救護班 被害が甚大であり救護班が不足する場合は、本部長は、愛知県知事及び他都市に対し、応援救護班の派遣要請を行う。</p>  <p>(4) 略</p> <p>2 略</p> <p>第2 救護</p> <p>1 救護活動 健康福祉部長は、市域全体の救護活動を調整し、区本部<u>保健所班長（保健所長）</u>からの要請に基づき、救護班を配置する。被害状況に応じて、他の機関による救護班や応援救護班を配置する。 区本部<u>保健所班長（保健所長）</u>は、区内の医療・助産・保健救護活動に関して救護班を指揮する。被害状況により救護班が不足する場合には、健康福祉部長に対し、救護班の追加配置について要請する。</p> <p>2 救護所の設置</p>	<p>(2) 略</p> <p>(3) 応援救護班 被害が甚大であり救護班が不足する場合は、本部長は、愛知県知事及び他都市に対し、応援救護班の派遣要請を行う。</p>  <p>(4) 略</p> <p>2 略</p> <p>第2 救護</p> <p>1 救護活動 健康福祉部長は、市域全体の救護活動を調整し、区本部<u>保健センター班長（保健センター所長）</u>からの要請に基づき、救護班を配置する。被害状況に応じて、他の機関による救護班や応援救護班を配置する。 区本部<u>保健センター班長（保健センター所長）</u>は、区内の医療・助産・保健救護活動に関して救護班を指揮する。被害状況により救護班が不足する場合には、健康福祉部長に対し、救護班の追加配置について要請する。</p> <p>2 救護所の設置</p>	<p>組織改正に伴う修正</p>

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p>区本部<u>保健所班長（保健所長）</u>は、区本部長及び消防隊長と協議し、指定避難所その他必要と認める場所に救護所を設置するとともに、状況に応じ巡回救護を行う。</p> <p>なお、災害発生直後、医療・助産・保健救護活動の体制が整うまでの間、消防隊長は救急隊員をもって応急的な救護所を設置する。</p> <p>3 ～ 4 略</p> <p>第3 医療・助産機関の被災状況の把握及び周知</p> <p>区本部<u>保健所班</u>は、円滑な医療救護を実施するため、医療・助産機関の被災状況等の把握を行う。</p> <p>1 ～ 2 略</p> <p>3 伝達・周知</p> <p>区本部<u>保健所班</u>は、収集した医療・助産機関の情報を健康福祉部に報告するほか、救護班、消防隊、警察等にその情報を提供する。また、管内の災害拠点病院等が被災等により広域災害・救急医療情報システムに入力できない場合には、代行入力を行う。</p> <p>また、区本部<u>保健所班</u>は、避難所等において、救護所や医療機関等の診療場所、診療科、診療時間等の情報を市民に対し提供する。</p> <p>4 総括部の情報</p> <p>総括部が把握した医療機関の収容体制等については、健康福祉部より区本部<u>保健所班</u>に情報提供する。</p>	<p>区本部<u>保健センター班長（保健センター所長）</u>は、区本部長及び消防隊長と協議し、指定避難所その他必要と認める場所に救護所を設置するとともに、状況に応じ巡回救護を行う。</p> <p>なお、災害発生直後、医療・助産・保健救護活動の体制が整うまでの間、消防隊長は救急隊員をもって応急的な救護所を設置する。</p> <p>3 ～ 4 略</p> <p>第3 医療・助産機関の被災状況の把握及び周知</p> <p>区本部<u>保健センター班</u>は、円滑な医療救護を実施するため、医療・助産機関の被災状況等の把握を行う。</p> <p>1 ～ 2 略</p> <p>3 伝達・周知</p> <p>区本部<u>保健センター班</u>は、収集した医療・助産機関の情報を健康福祉部に報告するほか、救護班、消防隊、警察等にその情報を提供する。また、管内の災害拠点病院等が被災等により広域災害・救急医療情報システムに入力できない場合には、代行入力を行う。</p> <p>また、区本部<u>保健センター班</u>は、避難所等において、救護所や医療機関等の診療場所、診療科、診療時間等の情報を市民に対し提供する。</p> <p>4 総括部の情報</p> <p>総括部が把握した医療機関の収容体制等については、健康福祉部より区本部<u>保健センター班</u>に情報提供</p>	<p>組織改正に伴う修正</p>

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p>第4 医薬品・衛生材料等の調達及び供給</p> <p>1 医薬品・衛生材料等の調達</p> <p>(1) 救護班及び救護所等 災害直後、救護班等はそれぞれが備蓄する医薬品・衛生材料等を使用する。医薬品・衛生材料等が不足する場合には、地域医療活動拠点 <u>(保健所)</u> に対し、供給の要請を行う。</p> <p>(2) 地域医療活動拠点 <u>(保健所)</u> 救護班等から医薬品・衛生材料等の供給要請を受けた地域医療活動拠点 <u>(保健所)</u> は、医薬品等供給業者に対し、供給を依頼する。医薬品・衛生材料等を調達できない場合には、健康福祉部長に対し、供給の要請を行う。</p> <p>(3) 市災害対策本部 ア 略 イ 健康福祉部長は、地域医療活動拠点 <u>(保健所)</u> から医薬品・衛生材料等の供給要請を受けた場合には港防災センターに備蓄する医薬品・衛生材料等を使用する。 ウ ～ エ 略</p> <p>(4) 略</p> <p>2 医薬品・衛生材料等の供給</p> <p>(1) ～ (2) 略</p> <p>(3) 医薬品・衛生材料等の搬送</p>	<p>する。</p> <p>第4 医薬品・衛生材料等の調達及び供給</p> <p>1 医薬品・衛生材料等の調達</p> <p>(1) 救護班及び救護所等 災害直後、救護班等はそれぞれが備蓄する医薬品・衛生材料等を使用する。医薬品・衛生材料等が不足する場合には、地域医療活動拠点 <u>(保健センター)</u> に対し、供給の要請を行う。</p> <p>(2) 地域医療活動拠点 <u>(保健センター)</u> 救護班等から医薬品・衛生材料等の供給要請を受けた地域医療活動拠点 <u>(保健センター)</u> は、医薬品等供給業者に対し、供給を依頼する。医薬品・衛生材料等を調達できない場合には、健康福祉部長に対し、供給の要請を行う。</p> <p>(3) 市災害対策本部 ア 略 イ 健康福祉部長は、地域医療活動拠点 <u>(保健センター)</u> から医薬品・衛生材料等の供給要請を受けた場合には港防災センターに備蓄する医薬品・衛生材料等を使用する。 ウ ～ エ 略</p> <p>(4) 略</p> <p>2 医薬品・衛生材料等の供給</p> <p>(1) ～ (2) 略</p> <p>(3) 医薬品・衛生材料等の搬送</p>	<p>組織改正に伴う修正</p>

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p>健康福祉部長は、医薬品・衛生材料等の輸送計画を立て、供給センターから医療機関、地域医療活動拠点（<u>保健所</u>）、救護所等への輸送を効率的に行う。搬送に関しては、運送業者及びボランティアの協力を得て迅速に搬送する。</p> <p>(4) 地域医療活動拠点（<u>保健所</u>）における医薬品・衛生材料等の供給活動</p> <p>被害地域が広範囲にわたる場合は、地域医療活動拠点（<u>保健所</u>）を中継所として、医療機関、救護所等へ医薬品、衛生材料等の供給を行う。</p> <p>3 血液製剤の確保 略 〔医薬品・衛生材料供給の流れ〕</p> 	<p>健康福祉部長は、医薬品・衛生材料等の輸送計画を立て、供給センターから医療機関、地域医療活動拠点（<u>保健センター</u>）、救護所等への輸送を効率的に行う。搬送に関しては、運送業者及びボランティアの協力を得て迅速に搬送する。</p> <p>(4) 地域医療活動拠点（<u>保健センター</u>）における医薬品・衛生材料等の供給活動</p> <p>被害地域が広範囲にわたる場合は、地域医療活動拠点（<u>保健センター</u>）を中継所として、医療機関、救護所等へ医薬品、衛生材料等の供給を行う。</p> <p>3 血液製剤の確保 略 〔医薬品・衛生材料供給の流れ〕</p> 	<p>備考</p> <p>組織改正に伴う修正</p>

連番	頁	修正前	修正後	備考
28	125	<p>第12節 輸送・道路等応急対策 略</p> <p>第1 車両等の調達</p> <p>1 ～ 2 略</p> <p>3 経理部</p> <p>各部・区本部から調達依頼を受けた場合及び本部幹事会議から調達の指示があった場合は、経理部は次のように集中調達する。</p> <p>(1) 乗合自動車 → 交通部及び民間各社から調達する。</p> <p>(2) 貨物自動車 → <u>愛知県トラック協会及び日本通運株式会社名古屋支店から運送協定に基づき調達する。</u></p> <p>(3) 舟艇・ボート → 借上げにより調達する。</p> <p>(4) 船舶 → 名古屋港管理組合から調達する。</p> <p>(5) 航空機 → 航空会社から調達する。</p> <p>(1)、(2)の計画により調達しても、なお所要車両が不足する場合は、中部運輸局長と協議して、緊急輸送に必要な車両を確保する。</p> <p>略</p>	<p>第12節 輸送・道路等応急対策 略</p> <p>第1 車両等の調達</p> <p>1 ～ 2 略</p> <p>3 経理部</p> <p>各部・区本部から調達依頼を受けた場合及び本部幹事会議から調達の指示があった場合は、経理部は次のように集中調達する。</p> <p>(1) 乗合自動車 → 交通部及び民間各社から調達する。</p> <p>(2) 貨物自動車 → <u>愛知県トラック協会、日本通運株式会社名古屋支店及び佐川急便株式会社中京支店から運送協定に基づき調達する。</u></p> <p>(3) 舟艇・ボート → 借上げにより調達する。</p> <p>(4) 船舶 → 名古屋港管理組合から調達する。</p> <p>(5) 航空機 → 航空会社から調達する。</p> <p>(1)、(2)の計画により調達しても、なお所要車両が不足する場合は、中部運輸局長と協議して、緊急輸送に必要な車両を確保する。</p> <p>略</p>	<p>佐川急便との覚書締結に伴い表記の整理</p>
29		<p>第13節 食品・生活必需品等の供給</p> <p>第1 ～ 第2 略</p> <p>第3 物資の供給体制</p> <p>物資の供給は、発災直後から始まり、電気・ガス・</p>	<p>第13節 食品・生活必需品等の供給</p> <p>第1 ～ 第2 略</p> <p>第3 物資の供給体制</p> <p>物資の供給は、発災直後から始まり、電気・ガス・</p>	

連番	頁	修正前	修正後	備考																																		
		<p>水道といったライフラインの復旧、避難所の解消等、被災の規模によっては長期にわたる場合も予想される。その間の様々な状況の変化に迅速かつ的確に対応した物資の調達及び供給を行うために、災害発生後ただちに健康福祉部は子ども青少年部、経理部、市民経済部（追加）とともに物資班を組織し、区本部と連携をとって被災者への物資の供給に関する次のような任務を遂行するものとする。</p> <p>1 市本部物資班及び区本部の任務</p> <table border="1" data-bbox="255 663 969 1189"> <thead> <tr> <th colspan="2">担 当 部</th> <th>分担任務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">市本部 物資班</td> <td>健康福祉部</td> <td>1 必要な物資に関する情報の集約 2 備蓄物資の在庫の管理と放出 3 緊急物資集配拠点の管理運営</td> </tr> <tr> <td>子ども青少年部</td> <td>1 要請のあった物資の調達の実施 2 救援物資の受入れ及び供給の実施 3 緊急物資集配拠点の管理運営</td> </tr> <tr> <td>経理部</td> <td>1 物資の輸送方法に関する総合調整 2 緊急物資集配拠点の管理運営</td> </tr> <tr> <td>市民経済部</td> <td>1 要請のあった物資の調達の実施 2 緊急物資集配拠点の管理運営</td> </tr> <tr> <td>(追加)</td> <td>1 (追加) 2 (追加)</td> </tr> <tr> <td>区 本 部</td> <td></td> <td>1 物資の配布 2 必要な物資の調達の要請 3 応急炊き出し</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 物資の供給フロー</p> <p>物資が被災者まで供給される基本的フローは次のとおりとする。</p>	担 当 部		分担任務	市本部 物資班	健康福祉部	1 必要な物資に関する情報の集約 2 備蓄物資の在庫の管理と放出 3 緊急物資集配拠点の管理運営	子ども青少年部	1 要請のあった物資の調達の実施 2 救援物資の受入れ及び供給の実施 3 緊急物資集配拠点の管理運営	経理部	1 物資の輸送方法に関する総合調整 2 緊急物資集配拠点の管理運営	市民経済部	1 要請のあった物資の調達の実施 2 緊急物資集配拠点の管理運営	(追加)	1 (追加) 2 (追加)	区 本 部		1 物資の配布 2 必要な物資の調達の要請 3 応急炊き出し	<p>水道といったライフラインの復旧、避難所の解消等、被災の規模によっては長期にわたる場合も予想される。その間の様々な状況の変化に迅速かつ的確に対応した物資の調達及び供給を行うために、災害発生後ただちに健康福祉部は子ども青少年部、経理部、市民経済部、観光文化交流部とともに物資班を組織し、区本部と連携をとって被災者への物資の供給に関する次のような任務を遂行するものとする。</p> <p>1 市本部物資班及び区本部の任務</p> <table border="1" data-bbox="1070 663 1785 1189"> <thead> <tr> <th colspan="2">担 当 部</th> <th>分担任務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">市本部 物資班</td> <td>健康福祉部</td> <td>1 必要な物資に関する情報の集約 2 備蓄物資の在庫の管理と放出 3 緊急物資集配拠点の管理運営</td> </tr> <tr> <td>子ども青少年部</td> <td>1 要請のあった物資の調達の実施 2 救援物資の受入れ及び供給の実施 3 緊急物資集配拠点の管理運営</td> </tr> <tr> <td>経理部</td> <td>1 物資の輸送方法に関する総合調整 2 緊急物資集配拠点の管理運営</td> </tr> <tr> <td>市民経済部</td> <td>1 要請のあった物資の調達の実施 2 緊急物資集配拠点の管理運営</td> </tr> <tr> <td>観光文化交流部</td> <td>1 外国からの救援物資の受け入れの実施 2 緊急物資集配拠点の管理運営</td> </tr> <tr> <td>区 本 部</td> <td></td> <td>1 物資の配布 2 必要な物資の調達の要請 3 応急炊き出し</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 物資の供給フロー</p> <p>物資が被災者まで供給される基本的フローは次のとおりとする。</p>	担 当 部		分担任務	市本部 物資班	健康福祉部	1 必要な物資に関する情報の集約 2 備蓄物資の在庫の管理と放出 3 緊急物資集配拠点の管理運営	子ども青少年部	1 要請のあった物資の調達の実施 2 救援物資の受入れ及び供給の実施 3 緊急物資集配拠点の管理運営	経理部	1 物資の輸送方法に関する総合調整 2 緊急物資集配拠点の管理運営	市民経済部	1 要請のあった物資の調達の実施 2 緊急物資集配拠点の管理運営	観光文化交流部	1 外国からの救援物資の受け入れの実施 2 緊急物資集配拠点の管理運営	区 本 部		1 物資の配布 2 必要な物資の調達の要請 3 応急炊き出し	<p>物資班体制の見直しに伴う整理</p>
担 当 部		分担任務																																				
市本部 物資班	健康福祉部	1 必要な物資に関する情報の集約 2 備蓄物資の在庫の管理と放出 3 緊急物資集配拠点の管理運営																																				
	子ども青少年部	1 要請のあった物資の調達の実施 2 救援物資の受入れ及び供給の実施 3 緊急物資集配拠点の管理運営																																				
	経理部	1 物資の輸送方法に関する総合調整 2 緊急物資集配拠点の管理運営																																				
	市民経済部	1 要請のあった物資の調達の実施 2 緊急物資集配拠点の管理運営																																				
	(追加)	1 (追加) 2 (追加)																																				
区 本 部		1 物資の配布 2 必要な物資の調達の要請 3 応急炊き出し																																				
担 当 部		分担任務																																				
市本部 物資班	健康福祉部	1 必要な物資に関する情報の集約 2 備蓄物資の在庫の管理と放出 3 緊急物資集配拠点の管理運営																																				
	子ども青少年部	1 要請のあった物資の調達の実施 2 救援物資の受入れ及び供給の実施 3 緊急物資集配拠点の管理運営																																				
	経理部	1 物資の輸送方法に関する総合調整 2 緊急物資集配拠点の管理運営																																				
	市民経済部	1 要請のあった物資の調達の実施 2 緊急物資集配拠点の管理運営																																				
	観光文化交流部	1 外国からの救援物資の受け入れの実施 2 緊急物資集配拠点の管理運営																																				
区 本 部		1 物資の配布 2 必要な物資の調達の要請 3 応急炊き出し																																				

風水害等対策計画編

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p>第4 物資の調達方法</p> <ol style="list-style-type: none"> 略 物資班 <ol style="list-style-type: none"> 略 <u>供給協定締結業者等からの調達によっても、さらに物資が不足する場合は、他都市との応援協定に基づき必要物資の調達を要請する。</u> 食品の調達にあつては、道路の混乱等が沈静化し供給先の対応が可能となった時点で、供給先と調整を行い、区本部から供給先へ日々直接発注し、各避難所へ輸送する体制を整える。 	<p>第4 物資の調達方法</p> <ol style="list-style-type: none"> 略 物資班 <ol style="list-style-type: none"> 略 <u>(削除)</u> 食品の調達にあつては、道路の混乱等が沈静化し供給先の対応が可能となった時点で、供給先と調整を行い、区本部から供給先へ日々直接発注し、各避難所へ輸送する体制を整える。 	<p>物資班体制の見直しに伴う整理</p> <p>表記の整理</p>

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p>第5 物資の輸送及び緊急物資集配拠点</p> <p>1 略</p> <p>2 緊急物資集配拠点</p> <p>(1) ～ (2) 略</p> <p>(3) 物資の仕分け、在庫管理、指定避難所への輸送等は<u>愛知県トラック協会及び日本通運株式会社名古屋支店</u>やボランティアの協力を得て実施するものとする。</p> <p>なお、地域防災拠点（小学校）、区本部、物資班、緊急物資集配拠点の間をパソコンネットワークで結び、物資の管理を行えるような体制整備を検討する。</p> <p>3 略</p> <p>第6 <u>国への支援要請</u></p> <p>1 物資の調達要請</p> <p>供給すべき物資が不足し、調達する必要があるときは、物資関係省庁（厚生労働省、農林水産省、経済産業省、総務省、消防庁）に対し、又は非常本部等（非常災害対策本部又は緊急災害対策本部）に対し、物資の調達を要請するものとする。<u>(追加)</u></p> <p><u>(追加)</u></p>	<p>第5 物資の輸送及び緊急物資集配拠点</p> <p>1 略</p> <p>2 緊急物資集配拠点</p> <p>(1) ～ (2) 略</p> <p>(3) 物資の仕分け、在庫管理、指定避難所への輸送等は<u>愛知県トラック協会、日本通運株式会社名古屋支店、佐川急便株式会社中京支店</u>やボランティアの協力を得て実施するものとする。</p> <p>なお、地域防災拠点（小学校）、区本部、物資班、緊急物資集配拠点の間をパソコンネットワークで結び、物資の管理を行えるような体制整備を検討する。</p> <p>3 略</p> <p>第6 <u>国、愛知県、他都市への支援要請</u></p> <p>1 物資の調達要請</p> <p>供給すべき物資が不足し、調達する必要があるときは、物資関係省庁（厚生労働省、農林水産省、経済産業省、総務省、消防庁）に対し、又は非常本部等（非常災害対策本部又は緊急災害対策本部）に対し、物資の調達を要請するものとする。<u>また、愛知県に対し物資の調達要請をするほか、他都市との応援協定に基づき必要物資の調達を要請する。</u></p> <p><u>国、愛知県、他都市との連絡調整は、受援班が設置された場合においては、受援班が行う。</u></p>	<p>佐川急便との覚書締結に伴う修正</p> <p>物資班体制の見直しに伴う表記の修正</p> <p>大規模災害受援計画の策定に伴う整</p>

風水害等対策計画編

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p>2 略</p> <p>第7 略</p> <p>第8 救援物資の受入れ 略</p> <p>1 受付</p> <p>(1) 物資班は被災者あてに送られる救援物資の受付・供給を担当し、救援・救助活動に直接必要とされる物資については、関係部が該当物資の受入れ・活用を行う。</p> <p><u>また、外国からの物資の受入れについては、観光文化交流部観光交流班と物資班が連携をとって実施する。</u></p> <p>略</p>	<p>2 略</p> <p>第7 略</p> <p>第8 救援物資の受入れ 略</p> <p>1 受付</p> <p>(1) 物資班は被災者あてに送られる救援物資の受付・供給を担当し、救援・救助活動に直接必要とされる物資については、関係部が該当物資の受入れ・活用を行う。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>略</p>	<p>理</p> <p>表記の整理</p>
30	141	<p>第15節 遺体の搜索、処理及び火葬 略</p> <p>第1 遺体の搜索・収容</p> <p>1 ～ 3 略</p> <p>4 遺体の搜索・収容の方法 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 搜索収容班は、遺体を発見し又は遺体のある場所へ到着したときは次のとおり処理する。</p> <p>ア 所轄警察署、海上保安部及び区本部<u>保健所班</u>へ連絡して調査（検視）及び検案の要請を行う。ただし、現場で調査（検視）・検案を受ける</p>	<p>第15節 遺体の搜索、処理及び火葬 略</p> <p>第1 遺体の搜索・収容</p> <p>1 ～ 3 略</p> <p>4 遺体の搜索・収容の方法 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 搜索収容班は、遺体を発見し又は遺体のある場所へ到着したときは次のとおり処理する。</p> <p>ア 所轄警察署、海上保安部及び区本部<u>保健センター班</u>へ連絡して調査（検視）及び検案の要請を行う。ただし、現場で調査（検視）・検案を受</p>	<p>組織改正に伴う修正</p>

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p>ことが困難なときは、遺体安置所へ搬送した後に調査（検視）・検案を受けなければならない。 なお犯罪に起因する死亡の疑いのある遺体は、警察官又は海上保安官から引渡しを受けるまで収容しない。</p> <p>イ～ウ 略 (3)～(4) 略</p> <p>第2 略 第3 遺体の検案 1 検案班の編成 災害により死者が発生し必要のある場合は、健康福祉部において検案班を編成し、調査（検視）を実施する警察等と調整の上、遺体の検案を行う。</p> <p>(1) 区本部保健所班長は、検案班の設置を要すると判断したとき、または、健康福祉部長の指示があったときは、検案班を設置するとともに、区内の検案活動を指揮する。</p> <p>(2) 検案班は、原則として1班を3人（医師1人、看護職員等2人）で編成する。</p> <p>(3) 区本部保健所班長は、検案班を設置したときは、所轄警察署、海上保安部、健康福祉部健康増進班に連絡するとともに、随時、活動状況を健康福祉部健康増進班に報告する。</p> <p>(4) 区本部保健所班長は、検案班が設置できないとき、または不足するときは、健康福祉部長に検案班の派遣を要請する。</p>	<p>けることが困難なときは、遺体安置所へ搬送した後に調査（検視）・検案を受けなければならない。なお犯罪に起因する死亡の疑いのある遺体は、警察官又は海上保安官から引渡しを受けるまで収容しない。</p> <p>イ～ウ 略 (3)～(4) 略</p> <p>第2 略 第3 遺体の検案 1 検案班の編成 災害により死者が発生し必要のある場合は、健康福祉部において検案班を編成し、調査（検視）を実施する警察等と調整の上、遺体の検案を行う。</p> <p>(1) 区本部保健センター班長は、検案班の設置を要すると判断したとき、または、健康福祉部長の指示があったときは、検案班を設置するとともに、区内の検案活動を指揮する。</p> <p>(2) 検案班は、原則として1班を3人（医師1人、看護職員等2人）で編成する。</p> <p>(3) 区本部保健センター班長は、検案班を設置したときは、所轄警察署、海上保安部、健康福祉部健康増進班に連絡するとともに、随時、活動状況を健康福祉部健康増進班に報告する。</p> <p>(4) 区本部保健センター班長は、検案班が設置できないとき、または不足するときは、健康福祉部長に検案班の派遣を要請する。</p>	<p>組織改正に伴う修正</p>

風水害等対策計画編

連番	頁	修正前	修正後	備考																
		<p>(5) 検案班の派遣要請を受けたときは、健康福祉部長は本部長に対し次の関係機関への派遣を要請し、検案班の編成を行い、要請をした<u>保健所</u>に派遣する。</p> <p>ア～イ 略</p> <p>ウ 検案班は、区本部<u>保健所班長</u>の指揮を受ける。</p> <p>2～3 略</p>	<p>(5) 検案班の派遣要請を受けたときは、健康福祉部長は本部長に対し次の関係機関への派遣を要請し、検案班の編成を行い、要請をした<u>保健センター</u>に派遣する。</p> <p>ア～イ 略</p> <p>ウ 検案班は、区本部<u>保健センター班長</u>の指揮を受ける。</p> <p>2～3 略</p>																	
31	148	<p>第16節 災害ごみ・し尿・災害がれき 略</p> <p>第1 災害ごみ処理</p> <p>1 略</p> <p>2 活動要領</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 処理方法</p> <p>ア～オ 略</p> <p>カ 環境部の保有する車両、人員及び最大収集能力は次のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="257 1121 1050 1318"> <thead> <tr> <th></th> <th>市有・常時借 上台数</th> <th>人 員</th> <th>最大収集能力</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 回当 たり</td> <td><u>359</u> 台</td> <td><u>728</u> 人 (市職員のみ)</td> <td><u>837</u> t</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 略</p> <p>第2 し尿処理</p>		市有・常時借 上台数	人 員	最大収集能力	1 回当 たり	<u>359</u> 台	<u>728</u> 人 (市職員のみ)	<u>837</u> t	<p>第16節 災害ごみ・し尿・災害がれき 略</p> <p>第1 災害ごみ処理</p> <p>1 略</p> <p>2 活動要領</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 処理方法</p> <p>ア～オ 略</p> <p>カ 環境部の保有する車両、人員及び最大収集能力は次のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="1072 1121 1865 1318"> <thead> <tr> <th></th> <th>市有・常時借 上台数</th> <th>人 員</th> <th>最大収集能力</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 回当 たり</td> <td><u>352</u> 台</td> <td><u>707</u> 人 (市職員のみ)</td> <td><u>812</u> t</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 略</p> <p>第2 し尿処理</p>		市有・常時借 上台数	人 員	最大収集能力	1 回当 たり	<u>352</u> 台	<u>707</u> 人 (市職員のみ)	<u>812</u> t	<p>時点修正</p>
	市有・常時借 上台数	人 員	最大収集能力																	
1 回当 たり	<u>359</u> 台	<u>728</u> 人 (市職員のみ)	<u>837</u> t																	
	市有・常時借 上台数	人 員	最大収集能力																	
1 回当 たり	<u>352</u> 台	<u>707</u> 人 (市職員のみ)	<u>812</u> t																	

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p>1 略</p> <p>2 活動要領</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 災害用トイレの備蓄等</p> <p>災害発生直後に迅速に対応できるよう下水道直結式仮設トイレ、くみ取り式仮設トイレ、簡易パック式トイレ及び簡易洋式便座の備蓄を進める。</p> <p>これら備蓄する災害用トイレは、避難所等ですぐに使用できるよう、原則として避難所に保管するように努める。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>本市の備蓄で不足する災害用トイレは、被害の少ない地域の避難所等</u>からの移送又は他都市の支援及び協定を締結している民間事業者から調達することにより確保する。</p> <p>略</p>	<p>1 略</p> <p>2 活動要領</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 災害用トイレの備蓄等</p> <p>災害発生直後に迅速に対応できるよう下水道直結式仮設トイレ、くみ取り式仮設トイレ、簡易パック式トイレ及び簡易洋式便座の備蓄を進める。</p> <p>これら備蓄する災害用トイレは、避難所等ですぐに使用できるよう、原則として避難所に保管するように努める。</p> <p><u>また、上下水道部は、一定数の下水道直結式仮設トイレを備蓄・保管し、区本部の要請に基づき、機動的に必要な場所に設置する。</u></p> <p><u>なお、本市の備蓄で不足する災害用トイレは、備蓄倉庫等</u>からの移送又は他都市の支援及び協定を締結している民間事業者から調達することにより確保する。</p> <p>略</p>	<p>表記の修正</p>
32	152	<p>第17節 住宅等応急対策</p> <p>略</p> <p>第1 応急仮設住宅</p> <p>1～3 略</p> <p>4 建設用地の確保</p> <p>災害発生後、住宅都市部長は、<u>災害対策用空地利用計画</u>を踏まえ、下記の事項に留意して経理部、用地所管部と協議し、本部員会議の決定を経て、応急</p>	<p>第17節 住宅等応急対策</p> <p>略</p> <p>第1 応急仮設住宅</p> <p>1～3 略</p> <p>4 建設用地の確保</p> <p>災害発生後、住宅都市部長は、<u>オープンスペース利用調整の結果</u>を踏まえ、下記の事項に留意して経理部、用地所管部と協議し、本部員会議の決定を経</p>	<p>オープンスペース利用計画書策定に伴う表記の整理</p>

風水害等対策計画編

連番	頁	修正前	修正後	備考
		仮設住宅の建設用地を選定する。 略	て、応急仮設住宅の建設用地を選定する。 略	
33	155	<p>第18節 文教対策 略</p> <p>第1 学校教育における応急対策 1～3 略</p> <p>4 奨学に関する措置 (1) 教科書及び学用品の給与 ア～イ 略 ウ 給与のための費用は、次の額の範囲内とする。 (ア) 略 (イ) 文房具及び通学用品費 災害救助法施行令(昭和22年政令第225号) 第8条第1項及び第2項の規定に基づき知事が定める額</p> <p>略</p>	<p>第18節 文教対策 略</p> <p>第1 学校教育における応急対策 1～3 略</p> <p>4 奨学に関する措置 (1) 教科書及び学用品の給与 ア～イ 略 ウ 給与のための費用は、次の額の範囲内とする。 (ア) 略 (イ) 文房具及び通学用品費 災害救助法施行令(昭和22年政令第225号) 第3条第1項及び第2項の規定に基づき知事が定める額</p> <p>略</p>	表記の整理
34	168	<p>第21節 区の応急対策活動 第1 活動体制 1～3 略 <u>4 (追加)</u></p>	<p>第21節 区の応急対策活動 第1 活動体制 1～3 略 <u>4 区本部における初動体制の早期確立</u> <u>市長(本部長)は、勤務時間外(夜間・休日等)に風水害等が発生したときに、区本部の初動態勢を早期に確立できるように、必要に応じて、平常時から公舎を借り上げ、区長(区本部長)を入居させるものとする。また、職員の人事配置にあたっては、適材適所の配置を行うことを基本としつつ、区本部において中核的な</u></p>	災害応急対策見直しワーキンググループの検討結果を反映

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p>第2 略</p> <p>第3 災害救助地区本部 略</p> <p>1 災害救助地区本部の設置 区長（区本部長）は、市長（本部長）の補助執行機関として、災害が発生したときは、応急対策活動の円滑かつ適切な実施を図るため、<u>必要と認める地域の</u>小学校に災害救助地区本部を設置する。</p> <p>2～4 略</p> <p>第2～第5 略</p> <p>第6 避難</p> <p>1 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）の実施 (1)～(4) 略 (5) 実施方法 略</p> <p>ア 略</p> <p>イ 伝達内容 (ア)～(ウ) 略 (エ) <u>避難所の名称及び所在地（避難準備・高齢者等避難開始の場合を除く）</u> (オ) <u>避難経路（ 〃 ）</u> (カ) 略</p>	<p><u>役割を担う職員には、近隣の区又は市町村に居住する職員を含めるなど、できる限り災害時の早期参集の観点にも配慮するよう努める。</u></p> <p>第2 略</p> <p>第3 災害救助地区本部 略</p> <p>1 災害救助地区本部の設置 区長（区本部長）は、市長（本部長）の補助執行機関として、災害が発生したときは、応急対策活動の円滑かつ適切な実施を図るため、<u>原則、地域防災拠点である</u>小学校に災害救助地区本部を設置する。</p> <p>2～4 略</p> <p>第4～第5 略</p> <p>第6 避難</p> <p>1 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）の実施 (1)～(4) 略 (5) 実施方法 略</p> <p>ア 略</p> <p>イ 伝達内容 (ア)～(ウ) 略 (エ) <u>指定緊急避難場所の名称及び所在地</u> (オ) <u>避難経路</u> (カ) 略</p>	<p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p>

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p>(6) 略</p> <p><u>2 (追加)</u></p>	<p>(6) 略</p> <p><u>2 指定緊急避難場所の開設及び管理運営</u></p> <p><u>(1) 指定緊急避難場所</u></p> <p><u>ア 洪水・内水氾濫</u></p> <p><u>市立小中学校等（想定浸水深以上で指定されているところに限る）</u></p> <p><u>イ 土砂災害</u></p> <p><u>市立小中学校等（土砂災害警戒区域内を除く）</u></p> <p><u>(2) 指定緊急避難場所の開設</u></p> <p><u>自主避難者が発生した場合、又は「避難準備・高齢者等避難開始」発表、「避難勧告」若しくは「避難指示（緊急）」発令時、区本部長は指定緊急避難場所を速やかに開設する。</u></p> <p><u>開設にあたっては、区本部長は指定緊急避難場所の施設管理者等に連絡を取る。ただし、各施設管理者は避難情報が発表又は発令された時点で、区本部からの連絡を待つことなく速やかに開設する。</u></p> <p><u>施設管理者は、災害の危険がある間は、災害の種類に応じた指定緊急避難場所において避難者を受け入れる（洪水・内水氾濫の場合は、市立小中学校等（想定浸水深以上で指定されているところに限る）、市立小中学校（土砂災害警戒区域を除く））。ただし、避難に適していない災害の場合、避難者を受け入れない。</u></p> <p><u>施設が指定緊急避難場所と指定避難場所の両方</u></p>	<p>指定緊急避難場所の条項の追加に伴う整備</p>

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p><u>2</u> 指定避難所の開設及び管理運営</p> <p>(1) 指定避難所の開設</p> <p><u>災害により住家の被害を受けた者等</u>を一時滞在させるため、区本部長はすみやかに必要な指定避難所を開設し、区本部から所要の人数の職員を当該指定避難所へ派遣する。</p> <p>なお、指定避難所の開設期間は原則として7日以内とする。ただし、本部長は必要に応じ区本部長の意見を聞き必要最小限の期間を延長することが</p>	<p><u>に指定されている場合、避難勧告が発令されるまでは、同施設の指定避難所の避難スペースで待機することも可とする。その場合、避難勧告が発令されたら、必ず指定緊急避難場所へ移動させる。</u></p> <p><u>(3) 指定緊急避難場所の運営</u></p> <p><u>ア 施設管理者等は、避難者が発生した場合、速やかに避難者数を把握し、災害救助地区本部へ報告する。</u></p> <p><u>イ 区本部長は、避難者が発生した場合、所定の人数の職員を指定緊急避難場所へ派遣する。</u></p> <p><u>ウ 指定避難所の避難スペースで待機している場合、施設管理者、区本部からの派遣職員等は、「避難勧告」発令時の上階（指定緊急避難場所）への避難の呼びかけを行う。</u></p> <p><u>(4) 指定緊急避難場所の閉鎖</u></p> <p><u>災害から命を守るために緊急に避難する必要がなくなった場合は、指定緊急避難場所を閉鎖する。</u></p> <p><u>3</u> 指定避難所の開設及び管理運営</p> <p>(1) 指定避難所の開設</p> <p><u>災害の恐れがなくなった（軽減した）後、住家が被災して帰宅できない避難者が発生した場合、それらの者等</u>を一時滞在させるため、区本部長はすみやかに必要な指定避難所を開設し、区本部から所要の人数の職員を当該指定避難所へ派遣する。</p> <p>なお、指定避難所の開設期間は原則として7日以内とする。ただし、本部長は必要に応じ区本部長</p>	<p>表記の整理</p>

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p>できる。また、施設の使用にあたっては、施設管理者（市立学校等については近隣協力員を含む。）と緊密な連絡をとり、管理保全に十分留意する。</p> <p>ア 区本部長は、<u>避難所</u>の施設管理者等に連絡をとり、<u>避難所</u>を開設する。なお、その際、災害救助地区本部長等への情報提供などについても、遺漏のないよう連絡するものとする。</p> <p>イ 災害救助地区本部長及び施設管理者は、<u>区本部からの派遣職員が到着するまでの間、避難者の受入れ及び状況把握をする。なお、避難所の指定を受けた市の施設の施設管理者である外郭団体・指定管理者は、施設管理に関する契約・協定等に避難所運営等に関して特別の定めがある場合（区本部からの派遣職員の到着の有無に関わらず、避難者の受入れ及び状況把握を行う等）は、その定めるところにより行うものとする。</u></p> <p>ウ イに掲げる場合を除き、開設した<u>避難所</u>における避難者の受入及び状況把握は、災害救助地区本部長、施設管理者（<u>追加</u>）及び区本部からの派遣職員が協力して行う。</p> <p>エ 略</p> <p>(2) 指定避難所の管理運営 指定避難所は、<u>災害救助地区本部からの指示を</u></p>	<p>の意見を聞き必要最小限の期間を延長することができる。また、施設の使用にあたっては、施設管理者（市立学校等については近隣協力員を含む。）と緊密な連絡をとり、管理保全に十分留意する。</p> <p>ア 区本部長は、<u>指定避難所</u>の施設管理者等に連絡をとり、<u>指定避難所</u>を開設する。なお、その際、災害救助地区本部長等への情報提供などについても、遺漏のないよう連絡するものとする。</p> <p>イ 災害救助地区本部長及び施設管理者は、<u>避難者の受入れ及び状況把握をする。なお、指定避難所となっている市有施設の施設管理者である外郭団体・指定管理者は、施設管理に関する契約・協定等に避難所運営等に関して特別の定めがある場合（区本部からの派遣職員の到着の有無に関わらず、避難者の受入れ及び状況把握を行う等）は、その定めるところにより行うものとする。</u></p> <p>ウ イに掲げる場合を除き、開設した<u>指定避難所</u>における避難者の受入及び状況把握は、災害救助地区本部長、施設管理者、<u>避難所管理組織</u>及び区本部からの派遣職員が協力して行う。</p> <p>エ 略</p> <p>(2) 指定避難所の管理運営 指定避難所は、<u>削除</u> 避難者の中から代表管理</p>	<p>表記の整理</p>

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p><u>受けて</u>、避難者の中から代表管理者を選任し、代表管理者の指揮のもと避難所管理組織を確立し自主運営する。</p> <p>区本部長は、開設した指定避難所に区本部職員を派遣し、災害救助地区本部及び施設管理者の協力のもと避難者による自主運営を支援し、避難者の保護にあたる。</p> <p>ア 管理組織の整備</p> <p>(ア) <u>災害救助地区本部からの指示を受けて</u>、避難者の中から代表管理者を選任する。</p> <p>(イ) 略</p> <p>イ 管理組織の職務</p> <p>(ア)～(ウ) 略</p> <p>(エ) 救護班は、災害時要援護者への対応、負傷者の救護・把握及び医療にかかる<u>区本部との連絡</u>調整をする。</p> <p>(オ)～(カ) 略</p> <p>ウ 運営</p> <p>指定避難所の運営にあたっては、早期に管理組織を整えるとともに、代表管理者及び各班班長は、災害時要援護者の対応には十分な配慮に心掛け、冷静な行動をとり、避難者の不安を少しでもやわらげるよう努めながら、当該<u>避難所</u>の避難者による自主運営にあたる。</p> <p>なお、その他問題が生じた場合は、災害救助地区本部を通じて、区本部へ連絡して協議、指</p>	<p>者を選任し、代表管理者の指揮のもと避難所管理組織を確立し自主運営する。</p> <p>区本部長は、開設した指定避難所に区本部職員を派遣し、災害救助地区本部及び施設管理者の協力のもと避難者による自主運営を支援し、避難者の保護にあたる。</p> <p>ア 管理組織の整備</p> <p>(ア) <u>(削除)</u> 避難者の中から代表管理者を選任する。</p> <p>(イ) 略</p> <p>イ 管理組織の職務</p> <p>(ア)～(ウ) 略</p> <p>(エ) 救護班は、災害時要援護者への対応、負傷者の救護・把握及び医療にかかる<u>(削除)</u>調整をする。</p> <p>(オ)～(カ) 略</p> <p>ウ 運営</p> <p>指定避難所の運営にあたっては、早期に管理組織を整えるとともに、代表管理者及び各班班長は、災害時要援護者の対応には十分な配慮に心掛け、冷静な行動をとり、避難者の不安を少しでもやわらげるよう努めながら、当該<u>指定避難所</u>の避難者による自主運営にあたる。</p> <p>なお、その他問題が生じた場合は、災害救助地区本部を通じて、区本部へ連絡して協議、指</p>	<p>表記の整理</p>

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p>示を受けるものとする。</p> <p>エ 略</p> <p><u>3</u> 避難状況等の報告</p> <p>略</p> <p><u>4</u> <u>避難所</u>の解消</p> <p>避難者の自立と自活を支援する一方で、避難所生活が長期にわたると本来の活動に支障をきたすことが懸念される。</p> <p><u>そこで避難勧告等を解除した場合及び</u>避難者が自己の住宅等に帰宅し又は応急仮設住宅等へ入居した場合には区本部長はすみやかに<u>避難所</u>を解消する。ただし、開設期間延長後の解消については区本部長の意見を聞き本部長が実施する。また、被災者へ早期に応急仮設住宅を供給する取り組みと併せ、区本部長は災害が収束に向かった段階から施設管理者等と協議のうえ次の対策を講じることとする。</p> <p>また、被災者へ早期に応急仮設住宅を供給する取り組みと併せ、区本部長は災害が収束に向かった段階から施設管理者等と協議のうえ次の対策を講じることとする。</p> <p>(1) ～ (2) 略</p> <p>(3) <u>避難所</u>の統廃合・解消に向けた計画を策定する。</p> <p>略</p> <p>第7 ～ 第9 略</p>	<p>示を受けるものとする。</p> <p>エ 略</p> <p><u>4</u> 避難状況等の報告</p> <p>略</p> <p><u>5</u> <u>指定避難所</u>の解消</p> <p>避難者の自立と自活を支援する一方で、避難所生活が長期にわたると本来の活動に支障をきたすことが懸念される。</p> <p><u>指定避難所が統廃合される場合、あるいは</u>避難者が自己の住宅等に帰宅し又は応急仮設住宅等へ入居した場合には区本部長はすみやかに<u>該当の指定避難所</u>を解消する。ただし、開設期間延長後の解消については区本部長の意見を聞き本部長が実施する。また、被災者へ早期に応急仮設住宅を供給する取り組みと併せ、区本部長は災害が収束に向かった段階から施設管理者等と協議のうえ次の対策を講じることとする。</p> <p>また、被災者へ早期に応急仮設住宅を供給する取り組みと併せ、区本部長は災害が収束に向かった段階から施設管理者等と協議のうえ次の対策を講じることとする。</p> <p>(1) ～(2) 略</p> <p>(3) <u>指定避難所</u>の統廃合・解消に向けた計画を策定する。</p> <p>略</p> <p>第7 ～ 第9 略</p>	<p>表記の整理</p>

風水害等対策計画編

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p>第10 応援要請 略</p> <p>1 職員の応援要請 (1) ～ (2) 略 <u>(3) (追加)</u></p> <p><u>(3) 応援職員の活動</u> 略</p>	<p>第10 応援要請 略</p> <p>1 職員の応援要請 (1) ～ (2) 略 <u>(3) 相互応援の弾力的な運用</u> <u>ア 区本部長は、発災当初において、所属職員を動員してもなお不足し、かつ、庶務部長（総務局長）に要請するいとまがないときは、他の区本部長に職員の派遣を直接要請することができることとし、要請を受けた区本部長は、区内の被害状況や職員の動員・配備状況を勘案のうえ、応援の可否を決定する。</u> <u>イ 当運用に基づき、応援を要請する区本部長は、区本部間における調整状況を随時、庶務部長に報告するとともに、区本部長同士の合意により派遣が行われる場合は、合意事項について相互応援の仕組みの弾力的な運用に係る合意内容報告書（様式1-3-2）により、庶務部長へ報告する。</u> <u>(4) 応援職員の活動</u> 略</p>	<p>災害応急対策見直しワーキンググループの検討結果を反映</p>
35	184	<p>第22節 地域安全・交通対策 第1 略 第2 交通対策 1 道路管理者及び公安委員会（県警察）における措置 (1) 交通規制の実施</p>	<p>第22節 地域安全・交通対策 第1 略 第2 交通対策 1 道路管理者及び公安委員会（県警察）における措置 (1) 交通規制の実施</p>	

風水害等対策計画編

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p>ア～イ 略</p> <p>ウ 道路管理者又は県警察は、通行の禁止・制限の規制を行った場合、規制条件等を表示した標識を設置する。ただし、緊急のため規定の標識を設置することが困難又は不可能なときは、適宜の方法により、<u>とりあえず</u>通行を禁止又は制限したことを明示し必要に応じ警察官等が現地において指導に当たる。</p> <p>また、これら規制を行ったときは、適当なう回路を設定し、あるいは交通輻輳を避けるため代替路線を指定したときは、必要な地点に図示する等によって一般交通にできる限り支障のないよう努める。</p> <p>略</p>	<p>ア～イ 略</p> <p>ウ 道路管理者又は県警察は、通行の禁止・制限の規制を行った場合、規制条件等を表示した標識を設置する。ただし、緊急のため規定の標識を設置することが困難又は不可能なときは、適宜の方法により、<u>(削除)</u>通行を禁止又は制限したことを明示し必要に応じ警察官等が現地において指導に当たる。</p> <p>また、これら規制を行ったときは、適当なう回路を設定し、あるいは交通輻輳を避けるため代替路線を指定したときは、必要な地点に図示する等によって一般交通にできる限り支障のないよう努める。</p> <p>略</p>	<p>表記の整理</p>
36	192	<p>第23節 ライフライン施設の応急復旧 【給水及び水道施設等応急対策】 略 第1 給水対策 1 略 2 給水体制 略 (1) 給水方法 ア 運搬給水 市本部及び区本部からの要請により緊急利水が必要な病院等を優先し、給水タンク車<u>(追加)</u>等車両運搬により給水する。</p>	<p>第23節 ライフライン施設の応急復旧 【給水及び水道施設等応急対策】 略 第1 給水対策 1 略 2 給水体制 略 (1) 給水方法 ア 運搬給水 市本部及び区本部からの要請により緊急利水が必要な病院等を優先し、給水タンク車<u>及び積載用給水タンク</u>等車両運搬により給水する。</p>	<p>表記の整理</p>

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p>イ 拠点給水 広域避難場所、<u>指定避難所、区役所・支所、都市公園、局施設等に応急給水施設を整備し、当該場所で給水する。</u> 応急給水施設には消火栓が設置されており、仮設給水栓、応急給水槽を持ち込むことにより、被災者に給水することができる。 また、地下式給水栓が設置されている<u>場所</u>においては、避難者が自ら操作することにより、給水することができる。</p> <p>ウ 水道水の安全確保 道路等が冠水した場合にあっても、配水圧力を一定以上に保って給水を継続し、汚水の流入を防止する。 なお、<u>(追加)</u> 水道水の安全を確保するため、給水栓水での残留塩素濃度が0.2mg/・・・ℓ以上となるよう、浄水場における塩素注入率を高める。</p> <p><u>エ プール、ため池等の利用 (区役所)</u> <u>必要に応じ、ろ過器により浄水し、給水する。</u></p> <p>(2) ～ (3) 略 (4) 給水能力 給水能力は、次のとおりである。</p> <p>給水能力－1 (配水池等の貯水量) 平成 <u>29</u> 年 6 月 1 日</p>	<p>イ 拠点給水 広域避難場所、<u>指定避難所 (一部)、区役所・支所、都市公園、上下水道局施設等に整備した応急給水施設において給水する。</u> 応急給水施設には消火栓が設置されており、仮設給水栓、応急給水槽を持ち込むことにより、被災者に給水することができる。 また、地下式給水栓が設置されている<u>市立小中学校</u>においては、避難者が自ら操作することにより、給水することができる。</p> <p>ウ 水道水の安全確保 道路等が冠水した場合にあっても、配水圧力を一定以上に保って給水を継続し、汚水の流入を防止する。 なお、<u>水道水が汚染されたおそれのある場所は、</u>水道水の安全を確保するため、給水栓水での残留塩素濃度が0.2mg/・・・ℓ以上となるよう、浄水場における塩素注入率を高める。</p> <p><u>エ (削除)</u></p> <p>(2) ～ (3) 略 (4) 給水能力 給水能力は、次のとおりである。</p> <p>給水能力－1 (配水池等の貯水量) 平成 <u>30</u> 年 6 月 1 日</p>	<p>表記の整理</p> <p>市立小中学校の整備が完了したことの伴う表記の整理</p> <p>表記の整理</p> <p>時点の修正</p>

風水害等対策計画編

連番	頁	修正前	修正後	備考																																																																										
		<p>表略</p> <p>給水能力-2 (運搬給水) 平成 <u>29</u> 年 6 月 1 日</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>資機材名</th> <th>容量</th> <th>数量</th> <th>1回当たりの給水能力 (ℓ)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">給水車</td> <td>1.8m³</td> <td>4台</td> <td>7,200</td> </tr> <tr> <td>3.8m³</td> <td>4台</td> <td>15,200</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">給水タンク (積載用)</td> <td>1.0m³</td> <td rowspan="2">62基 4基</td> <td>62,000</td> </tr> <tr> <td>1.0m³ (加圧式)</td> <td>4,000</td> </tr> <tr> <td><u>ポリタンク</u></td> <td><u>0.01m³ (10ℓ)</u></td> <td><u>40,000 個</u></td> <td><u>400,000</u></td> </tr> <tr> <td colspan="3">計</td> <td><u>488,400</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>※1人1日当たり3 ℓの飲料水を必要とした場合、1回当たりの運搬で約<u>162,800</u>人分の飲料水が確保できる。</p> <p>給水能力-3 (拠点給水) 平成 <u>29</u> 年 6 月 1 日</p> <p>表略</p> <p>給水能力-4 (その他) 平成 <u>29</u> 年 6 月 1 日</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>資機材名</th> <th>数量</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>応急給水槽</td> <td>100</td> <td>容量1.0m³ (上下水道局 84、区役所 16)</td> </tr> <tr> <td><u>(追加)</u></td> <td><u>(追加)</u></td> <td><u>(追加)</u></td> </tr> <tr> <td>飲料水自動袋詰装置 (固定)</td> <td>1</td> <td>55袋/分 1袋500cc入り (消防局 1)</td> </tr> </tbody> </table>	資機材名	容量	数量	1回当たりの給水能力 (ℓ)	給水車	1.8m ³	4台	7,200	3.8m ³	4台	15,200	給水タンク (積載用)	1.0m ³	62基 4基	62,000	1.0m ³ (加圧式)	4,000	<u>ポリタンク</u>	<u>0.01m³ (10ℓ)</u>	<u>40,000 個</u>	<u>400,000</u>	計			<u>488,400</u>	資機材名	数量	備考	応急給水槽	100	容量1.0m ³ (上下水道局 84、区役所 16)	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	飲料水自動袋詰装置 (固定)	1	55袋/分 1袋500cc入り (消防局 1)	<p>表略</p> <p>給水能力-2 (運搬給水) 平成 <u>30</u> 年 6 月 1 日</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>資機材名</th> <th>容量</th> <th>数量</th> <th>1回当たりの給水能力 (ℓ)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">給水車</td> <td>1.8m³</td> <td>4台</td> <td>7,200</td> </tr> <tr> <td>3.8m³</td> <td>4台</td> <td>15,200</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">給水タンク (積載用)</td> <td>1.0m³</td> <td rowspan="2">62基 4基</td> <td>62,000</td> </tr> <tr> <td>1.0m³ (加圧式)</td> <td>4,000</td> </tr> <tr> <td><u>(削除)</u></td> <td><u>(削除)</u></td> <td><u>(削除)</u></td> <td><u>(削除)</u></td> </tr> <tr> <td colspan="3">計</td> <td><u>88,400</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>※1人1日当たり3 ℓの飲料水を必要とした場合、1回当たりの運搬で約<u>29,466</u>人分の飲料水が確保できる。</p> <p>給水能力-3 (拠点給水) 平成 <u>30</u> 年 6 月 1 日</p> <p>表略</p> <p>給水能力-4 (その他) 平成 <u>30</u> 年 6 月 1 日</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>資機材名</th> <th>数量</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>応急給水槽</td> <td>100</td> <td>容量1.0m³ (上下水道局 84、区役所 16)</td> </tr> <tr> <td><u>応急給水層 (組立式)</u></td> <td><u>12</u></td> <td><u>容量1.0m³ (上下水道局)</u></td> </tr> <tr> <td>飲料水自動袋詰装置 (固定)</td> <td>1</td> <td>55袋/分 1袋500cc入り (消防局 1)</td> </tr> </tbody> </table>	資機材名	容量	数量	1回当たりの給水能力 (ℓ)	給水車	1.8m ³	4台	7,200	3.8m ³	4台	15,200	給水タンク (積載用)	1.0m ³	62基 4基	62,000	1.0m ³ (加圧式)	4,000	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	計			<u>88,400</u>	資機材名	数量	備考	応急給水槽	100	容量1.0m ³ (上下水道局 84、区役所 16)	<u>応急給水層 (組立式)</u>	<u>12</u>	<u>容量1.0m³ (上下水道局)</u>	飲料水自動袋詰装置 (固定)	1	55袋/分 1袋500cc入り (消防局 1)	<p>運搬給水の考え方の変更に伴う整理</p> <p>時点の修正</p>
資機材名	容量	数量	1回当たりの給水能力 (ℓ)																																																																											
給水車	1.8m ³	4台	7,200																																																																											
	3.8m ³	4台	15,200																																																																											
給水タンク (積載用)	1.0m ³	62基 4基	62,000																																																																											
	1.0m ³ (加圧式)		4,000																																																																											
<u>ポリタンク</u>	<u>0.01m³ (10ℓ)</u>	<u>40,000 個</u>	<u>400,000</u>																																																																											
計			<u>488,400</u>																																																																											
資機材名	数量	備考																																																																												
応急給水槽	100	容量1.0m ³ (上下水道局 84、区役所 16)																																																																												
<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>																																																																												
飲料水自動袋詰装置 (固定)	1	55袋/分 1袋500cc入り (消防局 1)																																																																												
資機材名	容量	数量	1回当たりの給水能力 (ℓ)																																																																											
給水車	1.8m ³	4台	7,200																																																																											
	3.8m ³	4台	15,200																																																																											
給水タンク (積載用)	1.0m ³	62基 4基	62,000																																																																											
	1.0m ³ (加圧式)		4,000																																																																											
<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>																																																																											
計			<u>88,400</u>																																																																											
資機材名	数量	備考																																																																												
応急給水槽	100	容量1.0m ³ (上下水道局 84、区役所 16)																																																																												
<u>応急給水層 (組立式)</u>	<u>12</u>	<u>容量1.0m³ (上下水道局)</u>																																																																												
飲料水自動袋詰装置 (固定)	1	55袋/分 1袋500cc入り (消防局 1)																																																																												

風水害等対策計画編

連番	頁	修正前			修正後			備考
		<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	<u>ポリタンク</u>	40,000	<u>10ℓ/個 (上下水道局)</u>	<p>運搬給水の考え方の変更に伴う整理</p> <p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p>
		簡易ポリエチレン 容器	99,000	5ℓ/個 (上下水道局)	簡易ポリエチレン 容器	78,000	5ℓ/個 (上下水道局)	
		<u>ろ過器</u>	16	<u>ろ過能力 1.3m³/時 (各区役所)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	
		<p>第2 水道施設対策</p> <p>1 略</p> <p>2 優先して復旧する配水管</p> <p>(1) ~ (2) 略</p> <p>(3) <u>(追加)</u> 避難所・救急病院・救急診療所・人工透析治療病院、災害時要援護者施設、公共施設への給水のために必要な配水管及び災害復旧活動の妨げとなっている漏水管路</p> <p>略</p> <p>3 ~ 4 略</p> <p>5 応急措置</p> <p>(1) 停電の場合</p> <p>春日井浄水場、鍋屋上野浄水場、大治浄水場及び鳴海<u>浄水場</u>が<u>停止</u>した場合には、発電機を稼働させて電力を確保し、浄水処理や送配水ポンプの運転を行う。</p> <p>略</p> <p>【下水道施設応急対策】</p> <p>略</p> <p>第1 応急対策要員の確保</p> <p>基本的には、<u>「非常配備等マニュアル」</u>によるが、人</p>			<p>第2 水道施設対策</p> <p>1 略</p> <p>2 優先して復旧する配水管</p> <p>(1) ~ (2) 略</p> <p>(3) <u>指定</u>避難所・救急病院・救急診療所・人工透析治療病院、災害時要援護者施設、公共施設への給水のために必要な配水管及び災害復旧活動の妨げとなっている漏水管路</p> <p>略</p> <p>3 ~ 4 略</p> <p>5 応急措置</p> <p>(1) 停電の場合</p> <p>春日井浄水場、鍋屋上野浄水場、大治浄水場及び鳴海<u>配水場</u>が<u>停電</u>した場合には、発電機を稼働させて電力を確保し、浄水処理や送配水ポンプの運転を行う。</p> <p>略</p> <p>【下水道施設応急対策】</p> <p>略</p> <p>第1 応急対策要員の確保</p> <p>基本的には、<u>「第7節 初動活動体制」の計画</u>による</p>			

風水害等対策計画編

連番	頁	修正前	修正後	備考
		員が不足する場合は応援協定を締結している他都市や民間業者に応援を要請するものとする。 略	が、人員が不足する場合は応援協定を締結している他都市や民間業者に応援を要請するものとする。 略	
37	209	<p>第24節 交通施設の応急対策</p> <p>【近畿日本鉄道株式会社】</p> <p>第1 略</p> <p>第2 対策</p> <p>1 災害対策本部の設置</p> <p>災害が発生したときは、その被害の規模に応じて、社内「異例事態対応規程」に基づき、異例事態対策本部、現地対策本部、復旧本部を設け、被災者の救助及び災害の復旧にあたる。</p> <p>異例事態対策本部は本社に、現地対策本部は各統括部に、又は復旧本部は現地に設ける。</p> <p>2 略</p>	<p>第24節 交通施設の応急対策</p> <p>【近畿日本鉄道株式会社】</p> <p>第1 略</p> <p>第2 対策</p> <p>1 災害対策本部の設置</p> <p>災害が発生したときは、その被害の規模に応じて、社内「異例事態対応規程」に基づき、異例事態対策本部、現地対策本部、復旧本部を設け、被災者の救助及び災害の復旧にあたる。</p> <p>異例事態対策本部は本社に、現地対策本部は統括部又は現地に、復旧本部は現地に設ける。</p> <p>2 略</p>	表記の整理
38	210	<p>第25節 事業所等の安全対策</p> <p>第1 略</p> <p>第2 有害化学物質等の安全対策</p> <p>1 有害化学物質流出事故状況の把握</p> <p>区本部保健所班は、風水害等の災害発生に伴う有害化学物質（毒物・劇物を含む）の流出事故の状況を、事業所からの通報及び住民からの連絡等により把握するものとする。また、事業所はただちにその事故について関係機関に通報するほか、応急措置を講じ、かつ、その事故を速やかに復旧するよう努めるものとする。</p>	<p>第25節 事業所等の安全対策</p> <p>第1 略</p> <p>第2 有害化学物質等の安全対策</p> <p>1 有害化学物質流出事故状況の把握</p> <p>区本部保健センター班は、風水害等の災害発生に伴う有害化学物質（毒物・劇物を含む）の流出事故の状況を、事業所からの通報及び住民からの連絡等により把握するものとする。また、事業所はただちにその事故について関係機関に通報するほか、応急措置を講じ、かつ、その事故を速やかに復旧するよう努めるものとする。</p>	組織改正に伴う修正

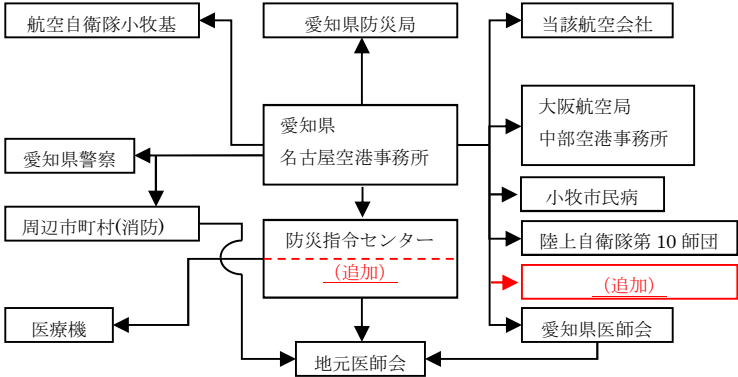
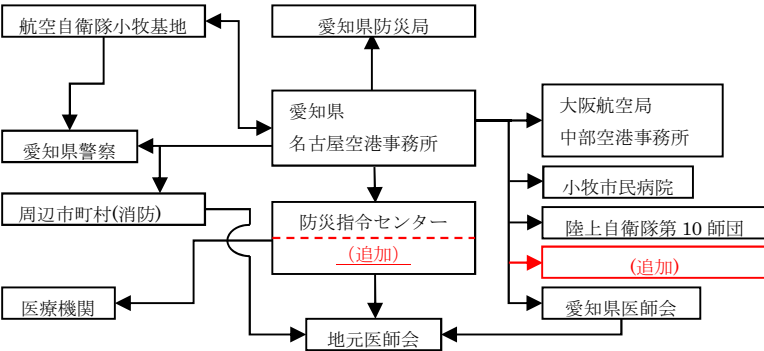
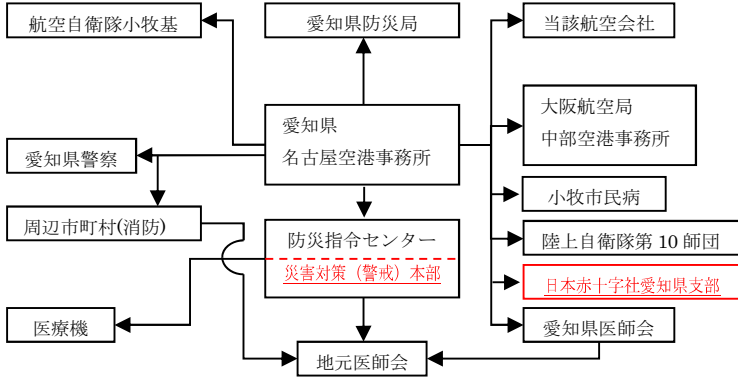
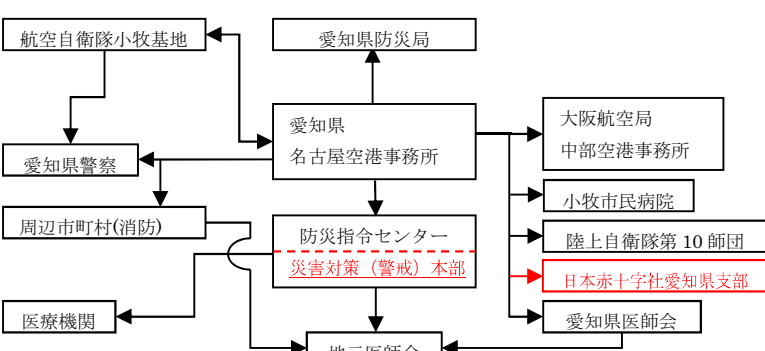
風水害等対策計画編

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p>2 略</p> <p>3 被害拡大の防止</p> <p>区本部<u>保健所班</u>は、事故に係る市民への健康被害防止のため、事業所周辺の住民等に対し事故の状況を区本部情報班と連携し適宜広報するものとする。また状況に応じ、大気汚染防止法、水質汚濁防止法及び市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例等に基づいて、事業所に対し事故の拡大防止のため必要な措置をとるべきことを命ずるものとする。</p>	<p>2 略</p> <p>3 被害拡大の防止</p> <p>区本部<u>保健センター班</u>は、事故に係る市民への健康被害防止のため、事業所周辺の住民等に対し事故の状況を区本部情報班と連携し適宜広報するものとする。また状況に応じ、大気汚染防止法、水質汚濁防止法及び市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例等に基づいて、事業所に対し事故の拡大防止のため必要な措置をとるべきことを命ずるものとする。</p>	<p>組織改正に伴う修正</p>

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p>[有害化学物質等の安全対策の流れ]</p> <p>※次の左欄に掲げる区本部保健所班の主幹（公害対策）及び生活環境課の職員は、同表右欄に掲げる区本部保健センター班の以下の事務を補助執行する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 有害物質の災害事故発生状況の把握及び測定に関すること 環境保全対策に関すること 	<p>[有害化学物質等の安全対策の流れ]</p> <p>※次の左欄に掲げる区本部保健センター班の公害対策室の職員は、同表右欄に掲げる区本部保健センター班の以下の事務を補助執行する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 有害物質の災害事故発生状況の把握及び測定に関すること 環境保全対策に関すること 	<p>組織改正に伴う修正</p> <p>組織改正に伴う修正</p>

連番	頁	修正前	修正後	備考								
39	212	<p>第26節 急傾斜地崩壊災害対策計画</p> <p>略</p> <p>第1 雨量の観測</p> <p>略</p> <p>1 略</p> <p>2 警戒体制基準</p> <table border="1" data-bbox="300 520 1023 745"> <tr> <td data-bbox="300 520 421 588">第1警戒体制</td> <td data-bbox="421 520 1023 588">名古屋市に土砂災害警戒情報が発表され、<u>愛知県防災情報システムによる土砂災害危険度情報がレベル2に達した場合</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="300 588 421 745">第2警戒体制</td> <td data-bbox="421 588 1023 745"><u>名古屋市に土砂災害警戒情報が発表され、愛知県防災情報システムによる土砂災害危険度情報がレベル3に達した場合</u></td> </tr> </table> <p>第2 巡視及び警戒体制等</p> <p>1 巡視及び警戒</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 非常時</p> <p>ア 略</p> <p>イ 土砂災害警戒情報が発表された場合</p> <p>略</p> <p>(ア) 第1警戒体制</p> <p>土木隊、消防隊、その他関係機関は、必要に応じて危険度の高い箇所から優先して巡視、警戒を行うとともに、異常を覚知した場合は、その状況に応じた対策を講じるとともに、災害の発生のある場合には、周辺住民等に対して避難準備 <u>(追加)</u> 等必要な対策を講じる。</p> <p>略</p>	第1警戒体制	名古屋市に土砂災害警戒情報が発表され、 <u>愛知県防災情報システムによる土砂災害危険度情報がレベル2に達した場合</u>	第2警戒体制	<u>名古屋市に土砂災害警戒情報が発表され、愛知県防災情報システムによる土砂災害危険度情報がレベル3に達した場合</u>	<p>第26節 急傾斜地崩壊災害対策計画</p> <p>略</p> <p>第1 雨量の観測</p> <p>略</p> <p>1 略</p> <p>2 警戒体制基準</p> <table border="1" data-bbox="1115 520 1839 745"> <tr> <td data-bbox="1115 520 1236 588">第1警戒体制</td> <td data-bbox="1236 520 1839 588">名古屋市に土砂災害警戒情報が発表され、<u>かつ、土砂災害判定メッシュ情報で「実況または予想で大雨警報の土壌雨量指数基準に到達」(警戒：赤色)する場合</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1115 588 1236 745">第2警戒体制</td> <td data-bbox="1236 588 1839 745"><u>1 名古屋市に土砂災害警戒情報が発表され、かつ、土砂災害警戒判定メッシュ情報で「予想で土砂災害警戒情報の基準に到達」(非常に危険：薄い紫色)する場合</u> <u>2 名古屋市に土砂災害警戒情報が発表され、かつ、記録的短時間大雨情報が発表された場合</u></td> </tr> </table> <p>第2 巡視及び警戒体制等</p> <p>1 巡視及び警戒</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 非常時</p> <p>ア 略</p> <p>イ 土砂災害警戒情報が発表された場合</p> <p>略</p> <p>(ア) 第1警戒体制</p> <p>土木隊、消防隊、その他関係機関は、必要に応じて危険度の高い箇所から優先して巡視、警戒を行うとともに、異常を覚知した場合は、その状況に応じた対策を講じるとともに、災害の発生のある場合には、周辺住民等に対して避難準備 <u>・高齢者等避難開始</u> 等必要な対策を講じる。</p> <p>略</p>	第1警戒体制	名古屋市に土砂災害警戒情報が発表され、 <u>かつ、土砂災害判定メッシュ情報で「実況または予想で大雨警報の土壌雨量指数基準に到達」(警戒：赤色)する場合</u>	第2警戒体制	<u>1 名古屋市に土砂災害警戒情報が発表され、かつ、土砂災害警戒判定メッシュ情報で「予想で土砂災害警戒情報の基準に到達」(非常に危険：薄い紫色)する場合</u> <u>2 名古屋市に土砂災害警戒情報が発表され、かつ、記録的短時間大雨情報が発表された場合</u>	<p>避難情報発表・発令基準の一部改正に伴う整理</p>
第1警戒体制	名古屋市に土砂災害警戒情報が発表され、 <u>愛知県防災情報システムによる土砂災害危険度情報がレベル2に達した場合</u>											
第2警戒体制	<u>名古屋市に土砂災害警戒情報が発表され、愛知県防災情報システムによる土砂災害危険度情報がレベル3に達した場合</u>											
第1警戒体制	名古屋市に土砂災害警戒情報が発表され、 <u>かつ、土砂災害判定メッシュ情報で「実況または予想で大雨警報の土壌雨量指数基準に到達」(警戒：赤色)する場合</u>											
第2警戒体制	<u>1 名古屋市に土砂災害警戒情報が発表され、かつ、土砂災害警戒判定メッシュ情報で「予想で土砂災害警戒情報の基準に到達」(非常に危険：薄い紫色)する場合</u> <u>2 名古屋市に土砂災害警戒情報が発表され、かつ、記録的短時間大雨情報が発表された場合</u>											

連番	頁	修正前	修正後	備考
40	218	<p>第29節 危険物等災害対策計画</p> <p>第1 略</p> <p>第2 高压ガス</p> <p>1 高压ガス施設</p> <p>(1) 高压ガス施設等の所有者、占有者の措置</p> <p><u>作業の中止、設備内ガスの安全な場所への移動、安全放出、ボンベ等の埋設等法令の定める安全措置を講ずるとともに、警察及び消防機関等、海上に波及し又は波及するおそれがあるときは、海上保安本部（電話：118番）、海上保安部等へただちに通報するものとし、必要があると認めるときは、付近の住民に避難するよう勧告を行うものとする。</u></p> <p>(2) 市の措置</p> <p>第1・1・(2)に準じた措置を講ずる。<u>この場合、県への通報先は防災局消防保安課産業保安室とする。</u></p> <p>2 高压ガス積載車両</p> <p>高压ガス輸送業者及び市は、それぞれ第1・1・(1)及び(2)に準じた措置を講ずるものとする。</p> <p>3 高压ガス積載船舶</p> <p>高压ガス輸送業者及び市は、それぞれ第1・3・(1)及び(2)に準じた措置を講ずるものとする。</p> <p>略</p>	<p>第29節 危険物等災害対策計画</p> <p>第1 略</p> <p>第2 高压ガス</p> <p>1 高压ガス施設</p> <p>(1) 高压ガス施設等の所有者、占有者の措置</p> <p><u>高压ガスの製造又は消費の作業の中止等の措置を講ずるとともに、警察、消防機関、海上保安本部（海上に波及し又は波及するおそれがあるときに限る。電話：118番）等へただちに通報するものとする。</u></p> <p>(2) 市の措置</p> <p>第1・1・(2)に準じた措置を講ずるとともに、<u>経済産業省中部近畿産業保安監督部に報告するものとする。</u></p> <p>2 高压ガス積載車両</p> <p>高压ガス輸送業者及び市は、それぞれ第2・1・(1)及び(2)に準じた措置を講ずるものとする。</p> <p>3 高压ガス積載船舶</p> <p>高压ガス輸送業者及び市は、それぞれ第2・1・(1)及び(2)に準じた措置を講ずるものとする。</p> <p>略</p>	<p>表記の整理</p>
41	223	<p>第31節 航空機事故災害対策計画</p> <p>略</p>	<p>第31節 航空機事故災害対策計画</p> <p>略</p>	

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p>第1 情報の伝達系統 略</p> <p>1 名古屋飛行場及び航空自衛隊小牧基地内で災害が発生した場合 (1) 民間航空機の場合</p>  <p>(2) 自衛隊機の場合</p>  <p>2 飛行場外周辺区域(飛行場を中心とした9キロメートル圏内)の名古屋市域で災害が発生した場合</p>	<p>第1 情報の伝達系統 略</p> <p>1 名古屋飛行場及び航空自衛隊小牧基地内で災害が発生した場合 (1) 民間航空機の場合</p>  <p>(2) 自衛隊機の場合</p>  <p>2 飛行場外周辺区域(飛行場を中心とした9キロメートル圏内)の名古屋市域で災害が発生した場合</p>	<p>日本赤十字社を追加に伴う修正</p> <p>日本赤十字社を追加に伴う修正</p>

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p>3 その他の名古屋市域で災害が発生した場合 (1) 民間航空機の場合</p>	<p>3 その他の名古屋市域で災害が発生した場合 (1) 民間航空機の場合</p>	<p>日本赤十字社を追加に伴う修正</p>

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p>(2) 自衛隊機の場合</p> <p>略</p>	<p>(2) 自衛隊機の場合</p> <p>略</p>	
42	228	<p>第33節 鉄道災害対策計画 第4 各鉄道事業者の災害応急対策 【市営交通】 別紙1 ◎市営交通の事故対策本部の構成</p>	<p>第33節 鉄道災害対策計画 第4 各鉄道事業者の災害応急対策 【市営交通】 別紙1 ◎市営交通の事故対策本部の構成</p>	

風水害等対策計画編

連番	頁	修正前	修正後	備考
				<p>組織改正に伴う修正</p>

風水害等対策計画編

連番	頁	修正前	修正後	備考

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p>別紙2 ◎市営交通の事故情報の伝達経路</p> <p>(備考)「・」は、矢印の方向への分岐を示す。 ※1 運転区が所掌する駅における通報システムを示す。</p>	<p>別紙2 ◎市営交通の事故情報の伝達経路</p> <p>(備考)「・」は、矢印の方向への分岐を示す。 ※1 運転区が所掌する駅における通報システムを示す。</p>	<p>組織改正に伴う修正</p>

風水害等対策計画編

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p>【名古屋鉄道株】</p> <p>1 略</p> <p>2 社内及び消防、警察機関等への連絡体制 本社の勤務時間内または時間外に応じ、別表1のとおりである。</p> <p>3 人命救助・救急対応 別表2「運転事故対策本部組織」による</p> <p>4 復旧作業体 別表2「運転事故対策本部組織」による</p> <p>(別表1) 名古屋鉄道株の 運転事故通報系統</p>	<p>【名古屋鉄道株】</p> <p>1 略</p> <p>2 社内及び消防、警察機関等への連絡体制 本社の勤務時間内または時間外に応じ、別表1のとおりである。</p> <p>3 人命救助・救急対応 別表2「運転事故対策本部組織」による</p> <p>4 復旧作業体 別表2「運転事故対策本部組織」による</p> <p>(別表1) 名古屋鉄道株の 運転事故通報系統</p>	<p>組織改正に伴う修正</p>

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p>(別表2) 名古屋鉄道(株) 運転事故対策本部組織</p> <p>対策・復旧本部長 (鉄道事業本部長) 副本部長 鉄道事業本部副本部長</p> <ul style="list-style-type: none"> 事務担当 (安全統括部長 運転保安部長) <ul style="list-style-type: none"> 総務係 略 安全統括部安全統括課長 運転保安部運転課長 運転保安部運転指導課長 営業部業務課長 報道係 報道発表及び被害者等の対応 (秘書広報部広報担当課長) 案内係 略 (支配人室営業総務課長) 輸送担当 (運転保安部長 営業部長) <ul style="list-style-type: none"> 運行係 (運転指令長) <ul style="list-style-type: none"> 代用閉そく方式または伝令法の実施 運転整理の実施 救援列車の運転手配 事故車両の輸送手配 二重事故の防止 復旧状況の把握 (各復旧担当との連絡) (追加) 旅客係 <ul style="list-style-type: none"> 営業部業務課長 (旅客指令長) 代行輸送・振替輸送の手配、運用及び指示 旅客の案内誘導及び整理 救援担当 略 <ul style="list-style-type: none"> 計画部長 支配人 建物復旧担当 (支配人) <ul style="list-style-type: none"> 建物作業係 <ul style="list-style-type: none"> 支配人室営業総務課長 建設課長 工事事務所長 被害者の救出作業 建設関係施設の復旧作業 土木復旧担当 略 (土木部長) 車両復旧担当 略 (車両部長) 電気復旧担当 略 (電気部長) 庶務担当 略 (計画部長) 	<p>(別表2) 名古屋鉄道(株) 運転事故対策本部組織</p> <p>対策・復旧本部長 (鉄道事業本部長) 副本部長 鉄道事業本部副本部長</p> <ul style="list-style-type: none"> 事務担当 (安全統括部長 運転保安部長) <ul style="list-style-type: none"> 総務係 略 安全統括部安全統括課長 運転保安部運転課長 運転保安部運転指導課長 営業部業務課長 報道係 報道発表及び被害者等の対応 (広報部広報担当課長) 案内係 略 (支配人室営業総務課長) 輸送担当 (運転保安部長 営業部長) <ul style="list-style-type: none"> 運行係 (運転指令長) <ul style="list-style-type: none"> 代用閉そく方式または伝令法の実施 運転整理の実施 救援列車の運転手配 事故車両の輸送手配 二重事故の防止 復旧状況の把握 (各復旧担当との連絡) 振替輸送の手配、運用及び指示 旅客係 <ul style="list-style-type: none"> 営業部業務課長 代行輸送の手配、運用及び指示 旅客の案内誘導及び整理 救援担当 略 <ul style="list-style-type: none"> 計画部長 支配人 建物復旧担当 (支配人) <ul style="list-style-type: none"> 建物作業係 <ul style="list-style-type: none"> 支配人室営業総務課長 建設課長 工事事務所長 被害者の救出作業 建設関係施設の復旧作業 土木復旧担当 略 (土木部長) 車両復旧担当 略 (車両部長) 電気復旧担当 略 (電気部長) 庶務担当 略 (計画部長) 	<p>組織改正に伴う修正</p>

風水害等対策計画編

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p>【近畿日本鉄道株式会社】</p> <p>(別表2) 事故対策本部 組織ならびに分掌事項</p> <p>事故対策本部長</p> <ul style="list-style-type: none"> 事務局 広報班 <ul style="list-style-type: none"> 事故情報の発表 その他渉外事項 被害情報集約班 <ul style="list-style-type: none"> 現地対策本部との連携 事故情報の収集 監督官庁、警察署等への報告および連絡 慰謝賠償班 <ul style="list-style-type: none"> 死傷者およびその家族に対する連絡および慰謝 慰謝賠償班 (修正) 応援者の招集、派遣 連絡・輸送班 <ul style="list-style-type: none"> 各班との連絡 事故情報の収集 本社および警察への報告および連絡 旅客およびその関係者ならびに作業要員の輸送 庶務・救護班 <ul style="list-style-type: none"> 死傷者に対する救護および調査 死傷者およびその家族に対する連絡、見舞いおよび慰謝 現金の出納 その他庶務および渉外事項 復旧班 <ul style="list-style-type: none"> 所要資材および給食の手配 鉄道施設の応急処置および復旧 原因調査および証拠物件の保全 所要資材の輸送 <p>現地対策本部長 副本部長</p>	<p>【近畿日本鉄道株式会社】</p> <p>(別表2) 事故対策本部 組織ならびに分掌事項</p> <p>事故対策本部長</p> <ul style="list-style-type: none"> 事務局 広報班 <ul style="list-style-type: none"> 事故情報の発表 その他渉外事項 被害情報集約班 <ul style="list-style-type: none"> 現地対策本部との連携 事故情報の収集 監督官庁、警察署等への報告および連絡 慰謝賠償班 <ul style="list-style-type: none"> 死傷者およびその家族に対する連絡および慰謝 要員手配班 (修正) 応援者の招集、派遣 連絡・輸送班 <ul style="list-style-type: none"> 各班との連絡 事故情報の収集 本社および警察への報告および連絡 旅客およびその関係者ならびに作業要員の輸送 庶務・救護班 <ul style="list-style-type: none"> 死傷者に対する救護および調査 死傷者およびその家族に対する連絡、見舞いおよび慰謝 現金の出納 その他庶務および渉外事項 復旧班 <ul style="list-style-type: none"> 所要資材および給食の手配 鉄道施設の応急処置および復旧 原因調査および証拠物件の保全 所要資材の輸送 <p>現地対策本部長 副本部長</p>	<p>組織改正に伴う修正</p>

風水害等対策計画編

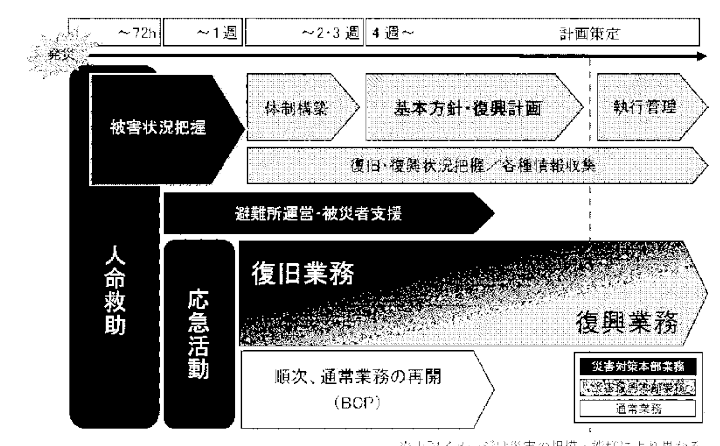
連番	頁	修正前	修正後	備考
43	245	<p>第2章 災害復旧計画</p> <p>第1節 民生安定のための緊急措置</p> <p>第1 略</p> <p>第2 災害弔慰金等の支給及び災害援護資金の貸付</p> <p>1 略</p> <p>2 災害援護資金</p> <p>(1) ～ (4) 略</p> <p>(5) その他</p> <p>申込みは、<u>区民福祉部民生子ども課</u>に行う。</p> <p>第3 <u>被災者生活再建支援金</u>の支給</p> <p>略</p> <p>第4 略</p> <p><u>第5 (追加)</u></p>	<p>第2章 災害復旧計画</p> <p>第1節 民生安定のための緊急措置</p> <p>第1 略</p> <p>第2 災害弔慰金等の支給及び災害援護資金の貸付</p> <p>1 略</p> <p>2 災害援護資金</p> <p>(1) ～ (4) 略</p> <p>(5) その他</p> <p>申込みは、<u>区民生子ども課</u>に行う。</p> <p>第3 <u>被災者生活再建支援金(法)</u>の支給</p> <p>略</p> <p>第4 略</p> <p><u>第5 名古屋市被災者生活再建支援金(市要綱)の支給</u></p> <p><u>名古屋市東区生活再建支援金支給要綱に基づき、被災者生活再建支援法の適用にならない自然災害により生活基盤に著しい被害を受けた者に被災者生活再建支援金を支給する。</u></p> <p><u>1 対象となる自然災害</u></p> <p><u>暴風、豪雨、豪雪、洪水、高塩、地震、津波、噴火、落雷その他の異常な自然現象により市内において生じる被害で、被災者生活再建支援法施行令(平成10年政令第361号)第1条各号に該当しないもの。</u></p> <p><u>2 対象となる被災世帯、支援金の支給額、支援金の支給申請</u></p> <p><u>「第3 被災者生活再建支援金(法)の支給」に準ずる。</u></p> <p><u>3 愛知県の補助</u></p>	<p>組織改正に伴う修正</p> <p>新制度創設に伴う整理</p>

連番	頁	修正前	修正後	備考																										
		<p><u>第5</u> 義援金の受付・配分 <u>第6</u> 生活福祉資金の貸付 <u>第7</u> 市税の減免等 <u>第8</u> 災害復旧資金の融資</p> <p>1 略 2 中小企業関係の融資 災害により被害を受けた中小企業の復旧に資するため、名古屋市は、小規模企業等振興基金（災害復旧資金）の融資を行う。激甚災害の場合においては名古屋市信用保証協会が別枠の信用保証を付与する。 <u>(追加)</u></p> <p>また、災害の状況によっては、名古屋市の制度融資とは別に日本政策金融公庫は、特別融資を行う。</p>	<p><u>本市が支給する支援金の1/2に相当する額を愛知県が補助。</u></p> <p><u>第6</u> 義援金の受付・配分 <u>第7</u> 生活福祉資金の貸付 <u>第8</u> 市税の減免等 <u>第9</u> 災害復旧資金の融資</p> <p>1 略 2 中小企業関係の融資 災害により被害を受けた中小企業の復旧に資するため、名古屋市は、小規模企業等振興基金（災害復旧資金）の融資を行う。激甚災害の場合においては名古屋市信用保証協会が別枠の信用保証を付与する。<u>大規模な災害等に際し、国が信用収縮を指定した場合、名古屋市は、経営安定資金（大規模危機対策資金）の融資を行うとともに、名古屋市信用保証協会は、従来の補償限度額とは別枠の信用保証を付与する。</u> また、災害の状況によっては、名古屋市の制度融資とは別に日本政策金融公庫は、特別融資を行う。</p>	<p>表記の整理</p>																										
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>資金名</th> <th>資金の種類</th> <th>貸付金額</th> <th>利率(※) (年利)</th> <th>融資期間</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小規模企業等振興資金 災害復旧資金</td> <td>災害復旧に必要な事業上の設備・運転資金</td> <td>5,000万円以内</td> <td>1.2%</td> <td>設備資金 7年以内 運転資金 5年以内</td> <td>信用保証付</td> </tr> </tbody> </table>	資金名	資金の種類	貸付金額	利率(※) (年利)	融資期間	備考	小規模企業等振興資金 災害復旧資金	災害復旧に必要な事業上の設備・運転資金	5,000万円以内	1.2%	設備資金 7年以内 運転資金 5年以内	信用保証付	<table border="1"> <thead> <tr> <th>資金名</th> <th>資金の種類</th> <th>貸付金額</th> <th>資金用途</th> <th>融資期間</th> <th>利率(※)</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小規模企業等振興資金 災害復旧資金</td> <td>災害復旧に必要な事業上の設備資金・運転資金</td> <td>5,000万円以内</td> <td>設備 運転</td> <td>7年以内 5年以内</td> <td>年1.2% 年1.2%</td> <td>信用保証付</td> </tr> </tbody> </table>	資金名	資金の種類	貸付金額	資金用途	融資期間	利率(※)	備考	小規模企業等振興資金 災害復旧資金	災害復旧に必要な事業上の設備資金・運転資金	5,000万円以内	設備 運転	7年以内 5年以内	年1.2% 年1.2%	信用保証付	
資金名	資金の種類	貸付金額	利率(※) (年利)	融資期間	備考																									
小規模企業等振興資金 災害復旧資金	災害復旧に必要な事業上の設備・運転資金	5,000万円以内	1.2%	設備資金 7年以内 運転資金 5年以内	信用保証付																									
資金名	資金の種類	貸付金額	資金用途	融資期間	利率(※)	備考																								
小規模企業等振興資金 災害復旧資金	災害復旧に必要な事業上の設備資金・運転資金	5,000万円以内	設備 運転	7年以内 5年以内	年1.2% 年1.2%	信用保証付																								
		<p>注 申込みのできる方は、災害救助法が適用された地域内の被災中小企業者及び県内7市町村(名古屋市</p>	<p>注 申込みのできる方は、災害救助法が適用された地域内の被災中小企業者及び県内7市町村(名古屋市においては区)以上に災害救助法が適用された災害による被災中小企業者。</p>																											

連番	頁	修正前	修正後	備考														
		<p>においては区)以上に災害救助法が適用された災害による被災中小企業者。 (※) 平成 <u>29</u> 年 4 月 1 日現在</p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>注 (追加)</u></p> <p>3 略 第9 復旧・復興事業からの暴力団排除</p>	<p>(※) 平成 <u>30</u> 年 4 月 1 日現在</p> <table border="1" data-bbox="1070 375 1861 523"> <thead> <tr> <th>資金名</th> <th>資金の種類</th> <th>貸付金額</th> <th>資金用途</th> <th>融資期間</th> <th>利率(※)</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>経営安定資金 大規模危機 対策資</td> <td>経営安定又は 災害復旧等に 必要な事業上 の設備資金・ 運転資金</td> <td>8,000万円以内</td> <td>設備・ 運転</td> <td>3年以内 5年以内 7年以内 10年以 内</td> <td>年1.1% 年1.2% 年1.3% 年1.4%</td> <td>信用保証付</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>注 申込みのできる方は、中小企業信用保険法第 2 条第 6 項に規定する特例中小企業者として、その住所を管轄する市町村長の認定を受けている中小企業者等。</u></p> <p><u>(※) 平成30年4月1日現在</u></p> <p>3 略 第10 復旧・復興事業からの暴力団排除</p>	資金名	資金の種類	貸付金額	資金用途	融資期間	利率(※)	備考	経営安定資金 大規模危機 対策資	経営安定又は 災害復旧等に 必要な事業上 の設備資金・ 運転資金	8,000万円以内	設備・ 運転	3年以内 5年以内 7年以内 10年以 内	年1.1% 年1.2% 年1.3% 年1.4%	信用保証付	<p>時点の修正</p> <p>表記の整理</p>
資金名	資金の種類	貸付金額	資金用途	融資期間	利率(※)	備考												
経営安定資金 大規模危機 対策資	経営安定又は 災害復旧等に 必要な事業上 の設備資金・ 運転資金	8,000万円以内	設備・ 運転	3年以内 5年以内 7年以内 10年以 内	年1.1% 年1.2% 年1.3% 年1.4%	信用保証付												
44	260	<p><u>第 3 節 災害復興計画</u></p> <p><u>甚大な大災害が起きた場合、災害を乗り越え「市民が安心して暮らせるまちづくり」を強力に推進することが要求され、早期に対応すべき復旧計画を踏まえながら、長期的視野に立った総合的な基本計画及び都市計画に基づく災害復興計画を、住民合意のもと新たな視点で策定する必要がある。</u></p> <p><u>このため、被災後すみやかに災害復興計画を策定するため、市長を本部長とする全庁的な組織体制として「市災害復興本部」を設置し、被災直後の混乱した非常事態のなかであっても、災害後早期の段階におい</u></p>	<p><u>第 3 節 (削除)</u></p>															

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p><u>て、復興に向けての基本方針を市民に示すものとする。</u></p> <p><u>なお、具体的な実行計画の策定にあたっては、市長の諮問機関となる学識経験者等を構成員とする組織体制〔市復興計画検討委員会（仮称）〕の設置についても検討するものとする。</u></p> <p><u>住宅都市部長は、基本方針及び災害復興計画のうち、市街地の復興のための市街地復興基本方針及び市街地復興計画を、市災害復興本部の決定を経て策定する。</u></p>	<p><u>第3節 災害復興</u></p> <p><u>本市及び周辺地域は、東京と大阪の中間で交通の要衝</u></p>	<p>復興体制の改定を実施したことに伴</p>
		<p>復興に向けての早期事務フロー</p>		
		<p><u>第3節 (追加)</u></p>		

連番	頁	修正前	修正後	備考
			<p><u>を担うとともに自動車などの製造業を中心に我が国の産業をリードする重要な役割を有している。</u></p> <p><u>このような地理的・社会的状況のもと、被災地域の再建・復興を重視した総合的な計画のもとに的確な対策を推進し、迅速な復興を図ることが、名古屋大都市圏の中心都市である本市に課せられた使命である。</u></p> <p><u>第1 復興の基本的な考え方</u></p> <p><u>大規模災害により、市内は壊滅的な被害を受け、多くの人が被災することが考えられる。そこからの復興は、災害前から目指していた「総合計画」「都市計画マスタープラン」等の中長期的な諸計画を踏まえつつ、災害に強いまちづくりを進めることはもちろん、復興を契機として新たな施策を作り、様々な課題を解決すべく復興を進める。</u></p> <p><u>第2 復興体制</u></p> <p><u>1 災害復興本部の設置</u></p> <p><u>市民生活の再建等、本市の復興を支援する諸事業を迅速かつ計画的に実施するため、復興に係る本市の意思決定機関として、本部は市長を本部長とする全庁的な組織体制である名古屋市災害復興本部（以下「災害復興本部」という。）を設置する。</u></p> <p><u>2 災害復興本部の運営</u></p> <p><u>災害復興本部が、復興に係る審議等を行い、意思を決定する場として「災害復興本部会議」を開催する。</u></p>	<p>う整備</p>

連番	頁	修正前	修正後	備考
			<p><u>主な審議事項は、復興に関する基本方針の決定や災害復興計画の策定等であり、復興事業に係る進行管理、調整等の結果は、この会議において報告され、了承されるものとする。</u></p> <p><u>3 本部との連携</u></p> <p><u>大規模災害時には、本部と震災復興本部が設置されることが想定される。被災後間もない応急対応から復旧・復興の段階に移行する過程で、災害復興本部が所掌する事項は、量的・質的に連続的に変化・進行していくものであることから、本部が所掌する事務事業で、復興にも関係するものについては、両本部が緊密に連携、調整しながら処理していくものとする。</u></p> <p><u><災害復興本部の所掌事務範囲イメージ></u></p>  <p><u>第3 災害復興計画の策定</u></p> <p><u>復興対策を迅速かつ効果的に実施していくために、復</u></p>	

連番	頁	修正前	修正後	備考
			<p><u>興の視点や考え方を示す基本方針を定めるとともに、その方針に基づき、具体的な復興まちづくりの内容を示す災害復興計画を策定する。</u></p> <p><u>災害復興計画は、総合計画と理念、将来像を共有しながら、被災の教訓を踏まえて、本市の復興に向けての方針（基本方針）を決定し、一日も早い復興のために必要な取り組みを確実に円滑に進めるための計画である。なお、住宅都市部長は、基本方針及び災害復興計画のうち、市街地の復興のための市街地復興基本方針及び市街地復興計画を、災害復興本部の決定を経て策定する。</u></p> <p><u>1 災害復興計画の策定の流れ</u></p> <p><u>(1) 策定体制の構築</u></p> <p><u>復興計画策定に必要な災害復興本部幹事会及びその他必要と思われる下部の庁内検討組織の設置を検討する。また、復興に関連する分野の有識者へのヒアリング等を検討する。</u></p> <p><u>(2) 基本方針の決定</u></p> <p><u>復興の視点や都市、住宅、暮らし、産業等の復興に関する基本方針を検討し、災害復興本部会議の合意を得て決定する。</u></p> <p><u>(3) 災害復興計画（案）の作成</u></p> <p><u>基本方針に基づき、都市、住宅、暮らし、産業等の復興に係る災害復興計画（案）を作成する。</u></p> <p><u>(4) 市民・関係機関等への意見照会</u></p> <p><u>災害復興計画（案）の策定にあたっては、市民や</u></p>	

風水害等対策計画編

連番	頁	修正前	修正後	備考
			<p><u>関係機関等の意見を聴取する。</u></p> <p><u>(5) 災害復興計画の策定</u> <u>災害復興計画は、災害復興本部会議にて合意し、策定する。</u></p> <p><u>(6) 復興施策、計画の進行管理</u> <u>災害復興本部は、各局からの報告を通じて復興の進捗状況を把握し、復興施策及び計画の進行管理を行う。</u></p> <p><u>第4 復興のための事前準備</u> <u>本市が迅速かつ的確な復興を実施するためには、復興に向けた分野別業務の内容や一連のプロセス・体制についてあらかじめ整理し、本市職員が復興に係る全体像を共有するなど、事前準備に努めるものとする。</u></p>	